

平成28年12月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（12月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	14
円谷 要 君	14
服部 晃 君	18
大須賀 溪 仁 君	38
後藤 修 君	49
延会の宣告	57

第2号（12月8日）

議事日程	59
本日の会議に付した事件	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59
職務のため出席した者の職氏名	60
開議の宣告	61
議事日程の報告	61
一般質問	61

小 山 克 彦 君	6 1
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
散会の宣告	8 1

第 3 号 (12月9日)

議事日程	8 3
本日の会議に付した事件	8 3
出席議員	8 3
欠席議員	8 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
職務のため出席した者の職氏名	8 4
開議の宣告	8 5
議事日程の報告	8 5
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
閉会中継続審査申出	1 1 1
閉会の宣告	1 1 4

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成28年12月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月7日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
3 諸般の報告
日程第 4 定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果
日程第 5 村長行政報告
日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君

参事兼 建設課長	佐藤市郎君	参事兼 管理計者	伊藤栄一君
湯支所本 長	星裕治君	天保育所 栄長	兼子弘幸君
学校教育 課長	櫻井幸治君	生涯学 習長	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	蕪木利弘	書記	小山ちえみ
書記	牧野真吾		

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成28年12月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成28年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより、平成28年12月天栄村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 服部 晃 君

5番 小山 克彦 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月30日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成28年12月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は12月7日より12日までの6日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、本日より12月12日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月7日から12日までの6日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、定期監査・財政援助団体等に関する監査並びに例月納検査の結果について、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、村長行政報告。

村長より平成28年12月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成28年天栄村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、諮問1件と議案10件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、11月16日に、東京NHKホールにおきまして全国町村長大会が開催され、平成29年

度政府予算の編成に当たっての国に対する要望内容が次のとおり決議されましたので、内容をご報告いたします。

『町村の多くは、農山漁村地域にあり、文化伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、また、中山間地域や離島など条件不利地域を多く抱える町村においては、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災地における復興を初め、一億総活躍の実現に向けたさらなる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的にさまざまな施策を展開し得るよう、特に次の事項の実現を強く求める。

- 1、東日本大震災及び平成28年熊本地震からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 2、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生を推進すること。
- 3、地方分権改革を推進すること。
- 4、道州制は導入しないこと。
- 5、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、歳出特別枠を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。
- 6、ゴルフ場利用税を堅持するとともに、全国森林環境税を早期に導入すること。
- 7、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。
- 8、田園回帰の時代を開き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 9、農林漁業者が将来に希望を持てるよう、TPP対策に万全を期すこと。
- 10、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。』

以上の10項目であります。

また、参議院合区の解消に関しまして、『去る7月10日、憲法史上初めて合区による参議院選挙が実施された。

合区については、地域が抱えている課題などさまざまな情報が国会に届かないおそれがあ

るなど多くの懸念があったところであるが、実際に行われた選挙では、広範囲における選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少、合区された選挙区では投票率が過去最低を記録するなど、改めて多くの問題点が明らかとなった。

都道府県制度は、歴史的・文化的にも、また政治的・社会的にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも、広く国民に定着しているものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則においては、次回参議院選挙に向け、抜本的な見直しをすることが規定されている。

合区の弊害は明らかであり、地方創生にも大きく逆行するものである。都道府県を単位として地域の事情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みが広く国民の中に浸透していることを十分考慮し、『早急に合区を解消することを強く求める』との特別決議を全員一致で決議したところであります。

大会の報告は以上であります。

さて、行政運営につきましてご報告申し上げます。

まず、10月23日に天栄中学校及び村総合農村運動広場とその周辺を会場に、平成28年度天栄村・福島県中地方総合防災訓練を実施しました。この訓練は県と天栄村が共催し、災害時における応急対策が迅速かつ的確に実施できるように防災体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を目的に行われたものであります。村消防団を初め地区自主防災組織や自衛隊、県警、消防本部など村内外から多数の関係機関団体の協力を得て、大型の台風、地震等により災害や火災が発生したとの想定であらゆる事態に対応できるよう、通信、連絡、初期消火、救助救出、避難、一斉放水等それぞれの訓練において、真剣にきびきびと本番さながらに行われました。当日は、議員の皆様にはご臨席を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

次に、原発事故に伴う放射性物質の除染作業の進捗状況につきましては、10月に西郷地区の除染作業が終了し、地区の除染作業は全て完了となりました。現在は通学路等の除染作業を進めており、今後、事業所等の作業を実施し、年度内に全ての除染作業を完了させて参りたいと考えております。

仮置場の進捗につきましては、高トヤ地区仮置場の2期建設工事を実施しており、年度内完了を目指し進めて参ります。また、除染土壌等が全て搬出された沢邸地区仮置場については、原形復旧工事に着手しており、年度内に完了し、地権者の方々へ返還することとしております。

なお、今年度の中間貯蔵施設への搬出については、11月から大里中部仮置場において、今回配分された約2,000立方メートルの搬出が実施されております。しかしながら、中間貯蔵

施設の進捗は、用地確保が進まず、各市町村等が求める除染土壌等の搬出には至らない状況でありますので、引き続き早期搬出が実施されるよう国・県へ求めて参ります。

次に、第五次天栄村総合計画の策定状況につきましては、10月6日に第2回振興計画審議会を開催し、8月に村民の方々へお願いしたアンケート調査の集計結果をご報告させていただいたところであります。今後は、アンケートの結果や委員の皆様からのご意見を参考にしながら、村の方向性を決定する予定であります。

次に、地方創生事業についてであります。福島県とタイアップし、村内各地でロケを行いました映画が完成し、12月11日に文化の森てんえいにおいて、関係者及び村民限定の試写会を行うこととしております。議員の皆様方にはぜひ足をお運びいただきますようお願いいたします。また、この映画の映画館での上映は2月からになりますので、より多くの方々に見ていただけるよう今後、広報宣伝をして参ります。

次に、定住・二地域居住関係の田舎暮らし体験ツアーにつきましては、10月9日、10日の2日間行われ、県外より14名の方々の参加がありました。その後、11月4日に都内においてツアー参加者の交流会が開催され、村のPRを再度行ってきたところであります。

また、新規の就農希望者の相談窓口となる天栄村新規就農者支援センターを11月18日に立ち上げました。これにより、都内などで行われる新・農業人フェアは無論、田舎暮らし体験ツアーや村PRの場などで就農に関する相談窓口を紹介することが可能になり、募集活動がより効果的に行えることとなりました。今後、受け入れ態勢や参入者支援の充実を図りながら、村のホームページでの情報発信やチラシ等を作成し、人口減対策・担い手不足対策として取り組んで参ります。

次に、ふるさと納税につきましては、新しいパンフレットに合わせたインターネットの申し込みページを9月1日にリニューアルいたしました。リニューアル後は前月の3倍を超える申し込みがあり、10月、11月についてもさらに申し込み件数が伸びていることから、今月の申し込みについても期待をしているところであります。今後さらに寄附金の申し込みをいただけるよう、積極的にPRをして参ります。

次に、高齢者福祉につきましては、村敬老会を9月17日に開催いたしました。今年度は今年度中に満100歳を迎えられる3名のうち2名の方が式典に出席され、内閣総理大臣からのお祝いを直接ご本人に贈呈いたしました。式典終了後は、今回新たに設置した買い物ブースやアトラクションで、参加者には楽しい時間を過ごしていただきました。

また、昨年に引き続き認知症サポーター養成講座を11月16日に開催し、約40名の方が参加され、認知症について正しい知識を学びました。村の職員につきましては、ほぼ全ての職員が受講を終了し、今後は学んだ知識を生かし、認知症の方に限らず、今まで以上に地域住民に寄り添い、温かい目で見守り、支援していきたいと考えております。

次に、10月に実施しました天栄村福島県中地方総合防災訓練にあわせて、天栄村避難行動要支援者避難訓練を実施しました。この訓練では、両下肢障害者、ひとり暮らしの高齢者、妊婦等の避難行動訓練を実施し、災害発生時において要支援者が迅速かつ確実に避難する支援体制を再確認いたしました。

次に、健康づくりプロジェクトにつきましては、各種検診の無料実施を初め、ピロリ菌検査の助成、減塩対策、健康チャレンジポイント事業等を実施しており、多くの村民に活用いただいているところであります。このうち、健康チャレンジポイント事業につきましては、11月末現在、約300名の皆様にご参加いただき、日々健康づくりに励んでいただいているところですが、今年度は福島県が実施する健民パスポート事業と提携し、既に45名の方が目標を達成し、健民カードの交付を受けております。

また、減塩対策として実施した尿中塩分測定検査では、受診された529名の皆様の測定結果を地域ごとに集計し、食塩摂取量の多い上位5つの行政区に保健師や管理栄養士が出向いて健康応援教室を開催しました。約50名が参加され、家庭でできる減塩の工夫について学びました。

また、今年度新規事業として、子供たちの虫歯予防のためにフッ化物洗口説明会を10月5日と13日に実施し、11月より順次、村内各学校、幼稚園でフッ化物洗口事業を開始しております。これらの事業は、村民の健康意識の高揚や健康的な生活の定着を推進するため、今後も継続して参りたいと考えております。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、中学生以下の子供たち合計601名に実施した外部被ばく線量の測定結果について、県の放射線と健康アドバイザーグループより、健康影響が心配されるレベルにはないという評価をいただき、先般、受診者に結果をお伝えしたところであります。

また、県が主体となって2年に一度実施している甲状腺検査につきましても、11月から順次、村内各学校等で実施しているところですが、学校等で検査できなかった児童・生徒につきましては、村健康保健センターにおきまして、来年1月10日に実施する予定となっております。今後も定期的な検査の実施や正確な情報の提供に努め、村民の長期的な健康管理と安全・安心の確保につなげて参ります。

次に、税務関係につきましては、本年度、住民税の特別徴収一斉指定の実施により、住民税が給与からの天引きとなったことから、納税者の納付忘れが防止され、納付率の向上が図られております。また、本年度のコンビニ収納の利用件数は3,371件と全体の11.58%を占めており、利便性の高いコンビニ収納を利用する方が今後も増えるものと見込まれています。

また、滞納者につきましては、全職員体制の村税等特別滞納整理対策会議を10月に開催し、村税、上下水道料のほか、新たに介護保険料を加え、滞納者宅への臨戸訪問徴収を行って

るところであります。

次に、国土調査につきましては、広戸第23地区の高林地区がほぼ完了し、仮閲覧の準備を進めているところであります。また、湯本第24地区の野仲、関場等に関しましては、一筆地調査が終了し、図根三角点の設置作業を進めているところであります。

次に、農業関係につきましては、平成28年産米の作況指数は全国で「103」の「やや良」、福島県は「102」の「やや良」となり、買い取り価格は、全国ベースで飼料用米など非主食用米への作付転換が拡大し、需給バランスが改善したため、JAのコシヒカリが1万1,500円と前年の9,600円から1,900円の引き上げとなりました。

本村においては、主食用米の生産数量目標面積732ヘクタールを達成するため、産地間調整により主食用米作付面積を確保するとともに、飼料用米等への転換を重点的に推進して参りましたが、30ヘクタールが過剰作付となったところであり、来年以降は、非主食用米への転換について、農家の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、さらに推進していく必要があると考えております。

11月3日には、第9回「天栄米食味コンクール」を開催し、94点の出品の中から8名の方が金賞を受賞しました。

また、12月3日に熊本県菊池市で開催された「第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、過去最多の5,600点が出品された中で、国際総合部門において、和田正博さんと内山正勝さんが金賞を受賞され、天栄米として9年連続の金賞受賞となりました。さらに、兼子孝昭さんも、都道府県代表お米選手権部門において特別優秀賞を受賞されました。これは、受賞された方々が日々米の品質・食味向上に努力を積み重ねてこられた成果であり、心よりお祝いを申し上げますとともに、そのご労苦に対し、敬意を表する次第であります。

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払につきましては、それぞれ19集落が取り組んでおりますが、耕作放棄地の発生防止や農業施設等の維持管理活動が適切に実施されており、9月末に交付金を交付したところであります。

環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、86名が冬期湛水や堆肥の施用など自然環境の保全に資する営農活動に取り組んでおり、現在、現地確認を行っているところであります。

次に、放射能対策につきましては、米の放射性物質全量全袋検査を9月21日から実施しており、12月3日現在、14万6,000袋の検査を終えましたが、食品衛生法上に定める基準値を超える放射性物質は検出されておらず、例年通り出荷販売が行われております。

次に、林業関係につきましては、森林の整備や放射性物質の流出防止対策を行うふくしま森林再生事業により、本年度は1地区で森林整備等の現場作業を実施するとともに、4地区の計画策定を進めているところであります。

有害鳥獣対策では、有害鳥獣捕獲期間である11月14日まで捕獲・処分を実施し、期間内における捕獲頭数は、ツキノワグマ31頭、イノシシ77頭となっております。

次に、商工観光関係につきましては、「日本酒の日」とされている10月1日に、廣瀬議長が委員長である実行委員会と村との共同事業として、「天栄村清酒で乾杯」を議員各位を初め村内外から200名を超える方々にご参加をいただき、開催いたしました。全国的にも高い評価を受けている村内2つの蔵元の日本酒とともに、村の特産品を使った料理も大変好評であり、来年度は本イベントを県内外に発信し、村特産品の普及や消費拡大、さらには風評の払拭に繋げて参りたいと考えております。

10月15日には福島民報社とともに「羽鳥湖高原健康ウォーク」を開催し、約1,200名の方々に秋の羽鳥湖や天栄長ネギ、天栄ヤーコンを使った振る舞いをご堪能いただきました。

後継者対策として、12月4日に須賀川市内のホテルにおいて婚活パーティーを開催いたしました。男性11名、女性14名が参加し、2組のカップルが誕生いたしました。

次に、道路整備事業につきましては、仁戸内橋橋梁補修工事を10月に発注し、その他小川太多郎線、萱立・岡谷地線の舗装打換工事及び戸ノ内丸山線落石防止網設置工事など、各地区の道路補修工事等、順次整備に努めているところであります。

農業土木事業であります。湯本の糯田地区の用排水路改良工事を9月に発注し、農道整備につきましては、田良尾字野仲地区の改良工事及び児渡地区の農道整備工事を10月に発注しております。

天栄村民間賃貸住宅建設事業助成金交付事業では、新たに1件の交付決定を行い、合わせて2事業者が飯豊地区内に賃貸住宅建設を行っております。

湯本・野仲地区簡易水道事業では、田良尾地区の配水管布設替工事3工区までの発注を行ったところであります。

上下水道事業の石綿セメント管更新事業では、下松本地区の水道管路舗装本復旧工事と県道十日市矢吹線の小川地区の配水管布設替工事を発注し、年度内の完了を予定しております。

次に、学校教育関係につきましては、「英語の村てんえい」推進事業として、8月31日から3日間、今年で3年目となる神田外語大学の学生による英語活動を幼稚園、小学校において実施し、学生がそれぞれの発達段階に応じた教育プログラムを実践、子供たちも楽しく英語に親しむことができ、積極的に英語を話そうとする姿も見られました。

また、ブリティッシュヒルズでの異文化体験事業につきましても、11月末までに各小・中学校での体験活動を終了したところです。

「つなぐ教育」推進事業につきましては、9月15日に天栄中学校において公開授業研究会を開催し、「算数・数学授業づくり5つのポイント」を共通実践事項と掲げ、主体的な学びを促し、学び合いにより数学的価値に迫る授業のあり方を検討、11月29日には、平成32年度

からの小学校における英語教科化を見据え、今年度、外国語活動を村教育委員会指定研究領域として湯本小学校において、官民学連携による「新しい英語教育」の検証研究の成果を公開し、先生方の指導力の向上に努めると同時に、村教育の取り組みを村内外に広く発信したところであります。

また、11月9日には、村公立学校PTA連合会主催の「村拡大総合教育会議」を開催し、食育についてのご講演をいただき、食事を通したしつけの方法や食による地域おこしなど、今後の食育につながる有意義な意見を交換したところであります。

児童・生徒の活動につきましては、天栄中学校において7月に開催した福島県中学校体育大会陸上競技大会で、共通女子800メートルに出場し優勝、8月に開催された東北大会では、見事7位に入賞しました。

同じく、天栄中学校吹奏楽部は、10月に東京都で開催された日本管楽合奏コンテスト全国大会にテープ審査を経て出場し、優秀賞を受賞しました。

また、震災以降、子供たちの体力低下が問われている中、天栄中学校においては、体力・健康づくりを通して生きる力を育む中学校を応援する「毎日カップ中学校体力づくりコンテスト」にて、全国4,000校を超える参加校の中から県内で唯一優良賞に輝き、表彰を受けたところです。

小学校においては、大里小学校が福島県書道連盟選抜展で最優秀団体賞・福島市長賞を受賞、個人でも6名の児童が入選いたしました。この他にも多くの競技、コンクール等で子供たちの活躍が見られました。

また、それぞれの学校においては、広戸小学校「夢フェスタ」、大里小学校「ほしぞら集会」、牧本小学校「学習発表会」、湯本小学校「ゆもとっ子祭り」と題して、日頃の学習の成果を披露するとともに、文化祭等においても、学校と地域が一体となった発表を実践しております。

天栄幼稚園では、第33回運動会を実施するとともに、祖父母参観や福島空港、岩瀬牧場での体験活動、幼年消防クラブ活動など、行事や保育内容を工夫して、保護者や地域との連携、読書活動の推進により、特色ある教育活動の実践を行っております。

次に、生涯学習関係につきましては、まず9月4日に第31回羽鳥湖畔マラソン大会を元アトランタオリンピック代表選手、千葉真子さんを招待選手としてお迎えし、開催いたしました。当日は約1,100名の選手の皆さんが参加され、初秋の爽やかな羽鳥湖畔の自然を堪能しながら、自己記録の更新を目指していました。また、レース後には協賛をいただいたマッサージやキュウリの一本漬け、ミネラルウォーターや豚汁を配布し、選手の皆さんに好評をいただいたところです。

9月8日と16日には、家庭劇場を村体育館と天栄幼稚園において開催し、子供たちの情操

教育の一環として、演劇や人形劇を鑑賞していただきました。

9月11日には郡山市で市町村対抗福島県軟式野球大会が、10月16日には相馬市において市町村対抗福島県ソフトボール大会がそれぞれ開催され、天栄村チームも参加いたしました。結果は惜しくも1回戦敗退でしたが、闘志あふれる選手の姿に感動を覚えたところでございます。

10月10日には、書家の金澤泰子さん、翔子さんをお迎えし、文化講演会を開催いたしました。当日、満員のお客様の中、初めに翔子さんによる「共に生きる」と題した書のパフォーマンスが行われ、その後、母である泰子さんから、ダウン症の翔子さんを育ててきた心の葛藤などをまじえた講話をいただきました。翔子さんの書のすばらしさと天真爛漫な姿、また、翔子さんをそこまで育て上げられた母の愛の深さに聴講者は深い感銘を受けたところです。

また、10月15日にはフリーアナウンサーの大和田新さんを天栄中学校の文化祭にお招きし、「命に関すること」と題した特別講演会を開催いたしました。東日本大震災の中でのエピソード等を紹介しながら命の大切さを訴えた講話は、子供たちのみならず、聴講していた保護者や一般聴講者にも大きな感動を与えたところであります。

10月30日には、天栄村商工会との共催による「てんえい元気祭」を開催いたしました。前日の29日には、生涯スポーツフェスティバルと作品展示を屋内スポーツ運動場と村体育館で、当日は、作品展示に加え健康福祉まつりを村体育館と生涯学習センターで行いました。また、役場駐車場に特設ステージを設置し、小・中学生による演奏や応援団の発表、少年の主張や英語のスピーチ、各種団体による発表が披露され、来場した多くの皆様にお楽しみいただき、文化の振興と地域のきずなづくりに寄与したところです。

また、10月から、湯本公民館においてヨガ講座、ふるさと湯本工房のものづくり講座を実施しており、スポーツでは、職域親善バレーボール大会、グラウンドゴルフ大会を開催しました。11月5日、6日の2日間、第41回湯本地区文化祭を開催し、園児の踊り、小学生の英語の劇、中学生による太鼓、よさこい、地区住民の芸能発表など多くの発表があり、来場した皆様に楽しんでいただきました。

また、湯本テニスコート解体工事が9月に完了したことから、今後は駐車場として利用し、緊急時にはヘリコプターの着陸場所として活用して参ります。

11月20日には、第28回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催され、本村チームは総合成績49位、6時間1分50秒と昨年には及びませんでしたが、中高生を中心に大学生、社会人がそれぞれの思いを込めてたすきをつなぎました。当日は議員の皆様には朝早くからご声援をいただき、誠にありがとうございました。

続きまして、本定例会に提案いたしました諮問1件、議案10件の大要についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員2名の任期が平成29年3月31日をもって任期満了となるところから、人権擁護委員を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に基づき、期末・勤勉手当等の支給率を改正するため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 平成28年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ3億1,081万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億2,187万1,000円とするものであります。

議案第5号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ2,420万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億873万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算のうち歳出予算を補正するものであります。

議案第6号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算について、議案第7号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第8号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、いずれも歳入歳出予算のうち、歳出予算を補正するものであります。

議案第9号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,629万円とするものであります。

議案第10号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出予算の総額にそれぞれ11万1,000円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成28年12月7日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議をいたします。

(午前10時40分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時46分)

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名です。質問は2番、円谷要君、4番、服部晃君、3番、大須賀溪仁君、9番、後藤修君、5番、小山克彦君の順に行います。

一般質問は一問一答式とし、質問者は質問席にて質問を行います。質問者の質問の持ち時間は1人40分であります。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 円 谷 要 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、2番、円谷要君の一般質問の発言を許します。

2番、円谷要君。

〔2番 円谷 要君質問席登壇〕

○2番（円谷 要君） 天栄村議会規則第61条の2項に基づき、通告どおり質問をいたします。まず第1に、村内の学校給食について質問をさせていただきます。

現在では、学校給食に天栄米の米が使われていないとの話題が村民からありましたので、このことが事実であるならばなぜ使われていないのか、まず一つお尋ねします。

また、村では全国的に天栄の米をPR活動しておりますが、やっぱり地元で最初に消費をして、地産地消を兼ねたPR活動ができるのではないかと私は思いましたので、加えて申し上げます。

今後、学校給食で天栄米を使う考えがあるのかないのか、この見解をお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） おはようございます。

村の学校給食に天栄米をとということについて、お答えを申し上げます。

現在、学校給食の主食につきましては、学校給食会との契約によりましてお米を供給しているところであります。学校給食会では、各学校給食センター等からの需用計画によりまして各地域の農業協同組合にお米を発注しており、各農業協同組合では、地産地消を推進するために、地元のお米の確保を行っております。天栄村におきましても、全量天栄村産のお米を現在使用しているところであります。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、教育長のほうから答弁がありまして、使われているということで

ありましたので、私もやっぱり安心はいたしました。ですが、使われているのはわかったんですけれども、それは過去、いつから、震災前から始まったのか、震災後に供給が始まったのかお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。平成14年度から使っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、震災後に一回止まったということはなかったんですね。14年から継続してやっていたということですね。

その中身なんですけれども、今天栄村では、ブランド米として、高価値ある米を作付している方のPRを一生懸命やっているわけですから、そこで、品種、慣行米を使っているのか、特別栽培米を使っているのか、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

特別栽培米ではございません。普通のひとめぼれを使っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今答弁の中で、慣行米のひとめぼれだということでしたので、なぜ特栽培米を使うという考えがないのか。今一番特栽培米を、村長からも先ほど説明がありましたように、また今年も全国大会で金賞をとったと。そういうおいしい米があるのに、なぜ子供たちへ供給できないのか。その考えはあるのか、ないのか、ちょっと見解をお聞きしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えします。

給食会につきましては、先ほどお話ししましたように、計画的に今、給食の供給をしているところでございますけれども、まず給食の原料費、これにつきましては、昨今、野菜等々いろいろなものが上がったりなんだりというようなこともございますので、その範囲内で給食を実施するというふうなことで、やはり米につきましても、一般のお米を今現在使用しているところでございます。

今後につきましては、そういった給食費等々のこともございますので、本村の給食センター運営協議会がございまして、その辺のところでは協議をしながら検討をして、もしくは範囲内で使用できるのであればそれにこしたことはないと思います。あとは供給量の問題等々もございまして、その辺については、今後協議会等々の中で、あるいは栽培関係の量とか、そ

ちらのほうについては、私たち教育委員会のほうは知る範囲ではないんですけれども、その辺のところもあわせて調査をしながら、可能であればというふうな形では考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 供給量に対しては、そんなに心配する必要はないかと思えます。特別栽培米の作付面積は、天栄村の給食に使われる供給量は補えるはずだと私は思っています。

だから、村長も掲げている、子供たちの未来のためにという看板を出しておるわけですから、やっぱり子供たちは村の宝なんです、宝だからこそ、将来天栄村を担っていく子供たちには一番おいしい、食育の話も出ましたけれども、そういう食からでも少しずつの減農薬、有機栽培の特裁を使っていただくように考えてもらえないかとは思っているんですけれども、なかなか諸事情の都合もありまして、すぐというわけにはいかないかと思うんですけれども、これからそういう考えを、計画性を持って、子供たちだけにはおいしい米を食べさせてあげたいと、そういうふうに計画を持ってこれからやっていくのかどうか。供給量は大丈夫だと思いますので、そこら辺の見解です。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えします。

先ほどもお答えしましたように、本村の学校給食センターにつきましては、運営協議会というふうなところで運営しておりますので、そのところで十分に協議をさせていただければなど、そういうふうに思っております。

また、議員おっしゃるように、食育というふうな面から考えて、本当にそういうふうなことが実現できれば、それに越したことはないんですけれども、その辺についても、教育委員会としては、先ほど米の流通云々というようなものについてはちょっと理解不足なところがございますので、その辺についても十分検討しながら、協議会の中で諮っていければと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 子供たちのために一生懸命努力をしていただいて、そして安心・安全な特別栽培米、これは減農薬有機栽培ですので、体にもいい米なので、なるべく一日でも早く使用していただくように努力していただきたいと思えます。

では、次に入ります。

次に、学校給食センターについてなんですけれども、現在、給食センターは長年運用をされてきていますので、老朽化が進んできており、建物の修繕や設備や器具等の更新が今後は随時出てくることだと思えます。

また、少子化で生徒数が毎年減っているわけですから、現状で収支のバランスを保つこと

は容易ではないかとは思いますが。今年も200万円を超える設備投資がされました。また、雇用の問題もあります。

今後、センターを継続していくのか、または業者へ委託するのか。将来へ向かっての見解をお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 次に、2番目の学校給食センターの継続か、業者委託かについて、お答えを申し上げます。

現在の学校給食センターは昭和56年に完成し、今年で35年となり、老朽化が進んでいると同時に、平成9年度に制定されました学校給食衛生管理基準において定められている、床に水が落ちないように整備したドライシステムではないため、現在はドライシステムに基準を準用して給食の実施をしております。このため、システムの早期改善が必要になっており、学校給食センターの整備が急務となっているところでございます。

学校給食においては、学校給食法で義務教育過程期間においては、給食が実施されるよう規定されており、学校給食に係る施設、人件費等は公共団体、村が負担しているため、保護者が負担する給食費は原材料費のみになっております。

今後、学校給食を委託方式にする場合におきましても、施設の整備は村が負担しなければならないことから、設置場所、設置整備費等を慎重に今後、検討していく所存でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 学校給食の組合主導でやっているそうですが、現在は給食センターで取り扱っているのはおかずだけでしたよね。御飯類については、業者さんに委託とか、そういうふうなことを伺っておりましたので、そうすると、今までは、始まりは一括でやっていたんですね、給食センターで御飯も炊いて、おかずも作ってやっていたんです。それを今度、業者さんに一品目だけ委託する。そうすれば、村で負担する経費は、一括でやるいわゆる分離作業のほうがより多くかかるんでないかと思うんです。かからなければ構わないんですが、そこら辺の収支のバランスはどうか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

今議員おっしゃるように、御飯とパン以外の副食の提供を給食センターで行っているところであります。

ただ、議員おっしゃるようにコストの問題でございますけれども、御飯とかパンは給食センターでつくことはできませんので、逆にそういうふうなものは専門業者のほうにお願い

したほうがコストはかからないと思います。また、それに伴う調理員等々もごさいますので、現在の方式がコストの面についてはベストかなと、そういうふうを考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 天栄村の将来を担っていただく子供たちのためですので、多少の費用負担は、これはやむを得ないとは私も思っているんですが、なかなかこれから、随時今年みたく200万円を超えるような、毎年毎年費用が出てくるようであれば、逆に一括で業者さんに委託したほうが割安ではないかと私は思って、こう質問したわけです。

今現在、雇用している職員さん、全員ではありませんが、もうそろそろ退職される方も出てくると思うんです。だから、そういう方が出てきたときに切りかえを考えるか、または末永く継続して新しく雇用するか、そこら辺の、さっきの将来に向かっての見解をちょっとお聞きしたいと思いますので。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

今、議員おっしゃるように職員の問題と、あるいは先ほどお話ししました施設の老朽化、あるいは法的にまだドライシステムになっていないと、そういうふうなものもごさいます。そういう悩みにおきましては、この少子化を踏まえた中で、今議員おっしゃるように検討していかなくちゃならないというふうなことで、現在も教育委員会の中で随時、給食センターについては検討をしていく、今後も運営委員会、そういうようなものを設置しながら、村としていろいろ意見をいただきながら内容について今検討をし、そして内容については首長さんのほうにも上げて、今後検討して参ります。

確かに、職員もここ数年で退職というふうなこともありますので、先ほど述べさせていだきましたように、学校給食センターのこの新設については急務を要すると、そういうふう認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 内容的にはわかりました。

でも、この質問は、もう近々に迫る問題なんです。だから、これはもう早急に計画を立て、検討を十分して、いい方向に持っていくように私からお願いをしまして、私の質問を以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君の一般質問は以上で終了します。

◇ 服 部 晃 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、4番、服部晃君の一般質問の発言を許します。

4番、服部晃君。

[4番 服部 晃君質問席登壇]

○4番(服部 晃君) 天栄村議会規則第61条第2項に基づき、一般質問を行います。

4点ほど伺います。

1、道の駅季の里天栄について。

昨年の12月定例議会において、道の駅季の里について一般質問をしたところ、村長は拡充計画について説明されました。あれから1年を経過しているところですが、これから実施計画について一向に説明がありません。また、季の里天栄を財団法人から一般法人である株式会社に移行することについても同様であります。

この施設は、天栄村にとって、村民と農業従事者や製造業者に希望を与える大変重要な施設であると思います。現在までの進捗状況とともに、再度、村長の取り組みについて伺います。

○議長(廣瀬和吉君) 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

まず、道の駅季の里天栄拡充計画の進捗状況につきましては、整備の基本方針や計画区域の設定、施設内容及び規模、スケジュールや概算事業費、整備手法と管理運営の考え方など、拡充計画のベースとなる基本構想を策定するため、昨年6月に業務委託契約を締結し、本年2月末に完了したところであります。

基本構想の概要を申し上げますと、「地産地消」「安全・安心の確保」「新たな産業創出」「賑わい・交流」の拠点となる施設整備を基本方針として、季の里天栄の南側の水田及び山林約5.7ヘクタールの区域に駐車場、販売・飲食施設、情報提供施設、多目的広場、遊歩道などを整備しようとする内容であります。

本年度は、この基本構想に基づく具体的な計画の策定に向け、計画区域の測量や造成設計を進めるとともに、施設整備に対する国・県補助事業の打ち合わせなどを行っているところであります。

こうした技術的要素や財源の見通しなどが整い次第、議員の皆様にご説明申し上げますとともに、農業、商工業の代表者や有識者を委員とする検討委員会を設け、皆様のご意見、ご要望を頂戴しながら計画策定を進めていくこととしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、一般財団法人天栄村振興公社の株式会社移行につきましては、昨年6月の振興公社評議委員会において、平成29年3月31日の満了をもって法人を解散する旨の定款変更がなされたことにより、同日での解散が確定したところであります。

また、株式会社の設立につきましては、村の出資金及び設立業務に対する公認会計士等へ

の報酬などを計上した補正予算を本定例会に上程しており、ご承認をいただき次第、手続を進め、平成29年4月1日より株式会社による運営へ移行する予定でありますので、ご了承願います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それで、土地の買収はもう決まったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

土地の買収につきましては、昨年7月並びに本年7月に、地権者の皆様に対する事業の説明会を開催いたしました。おおむね地権者20名いらっしゃいますが、ほとんどの方から計画に対してはご理解をいただいております。

買収につきましては、計画を策定して、それからさまざまな許認可手続を終了した後、買収契約の締結という運びになりますので、現在のところ、まだ買収には至っていないという状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） おおむね20名というのは、売る意志があるということですから、それ、おおむねでは困っちゃうと思うんです、計画が進まなくなっちゃうから。例えば真ん中の辺の田んぼを売らないなんて、途中で計画倒れになっちゃうでしょう、これ。おおむねでは困るんだ。全員が賛成しているんですか、今は。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

地権者20名のうち1名の方が、やや価格面でのご要望があるというような状況でございます。そのほか19名の方につきましては、買収に基本的には同意をいただいているということでございます。1名の方につきましては、今後もまたご説明を申し上げて、買収のご了解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） その1名の方は、安くてだめなんですか、これ。安くてと言うと、みんな全員、残りの19名も高く買わなくちゃいけないでしょうから、1名の方というのはどのぐらい金額を要望しているか、とんでもない金額を要望しているんですか、それ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その1名の方は、具体的に金額の要望額というのはご提示をいただいておりますので、どの程度の開きがあるのかということはまだ承知をしていないところでございますが、これまでの道路、それからこれまでの公共事業における買収額をもとに積算をした額でございますので、その額をもってご了解をいただけるように、引き続きお願いをして参りたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、課長が説得する自信はあるんですか、これ。これは20名に賛成してもらわないと進まないものですから、一番大事だと思うんですけども、課長の見通しはどうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ご了解はいただけるものとの前提に立ちましてお話を進めていきたいと思っております。最終的にはご了解をいただけるものというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、その点はわかりましたんですけども、今度は駐車場を広くしますよね。そうすると、今の売り場面積はどうするんですか。大きくするんですか、そのままの状態にするんですか。その辺、わかればお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在の直売所の売り場面積につきましては、基本的に変更することは考えてはおりません。拡張するエリアに設けます販売施設、そこに販売所の設置を考えておりますので、その部分である程度の規模の施設をつくるというようなことで考えております。

ただ、規模につきましては、今計画を策定している段階でございますので、具体的な数字についてはちょっとお答えは申し上げられないところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この売り場面積も駐車場も広がりますし、今の駐車場では、駐車場が大きくなれば、今の売り場面積も小さいと思うんです。この前行ったときはもう並んでいて、レジもいっぱいでしたし、中もいっぱい入り切らないような感じあったんですけども、これ駐車場広いから売り場面積広がらないと、どうしようもないんじゃないですか。まだ策定段階だから無理は言いませんけれども、やっぱり大きくしないと無理だと思うんです、これ。

あと、今は売り上げはどのぐらいあるんだか、1億3,000万とは聞いていますけれども、私言われたのは、結局お客さんからの苦情が道の駅に回ってうちに来たんだけれどもという話で聞くんですけども、とにかく店員の対応が悪いというのが一番多いんです。私も事務長さんに言ったんですけども、いらっしゃいませ、ありがとうございますの言葉が全然ないんです、これ。これから株式にして利益を追求するには、やっぱり専門の小売店を経験した人間を社長か駅長か店長に置かないと無理だと思うんですけども、その辺の考えはあるんですか。今の状態でそのままやるつもりなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その点については、私も重々承知して、苦情も受けておりますので、そのために株式会社にするというようなことで、組織も新たな態勢で臨めるような環境をつくりながら進めて参りたいとのことで、今議会の中で、株式の村の出資というようなことでご説明申し上げていきますので、そういったところも含めてご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ民営化にして株式にするんですけども、株式会社の社長は村長やるつもりあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまで振興公社の理事長は慣例としてやっておりましたが、私もこれはそぐわないと私自身が思っておりますので、私は引き受けるつもりはございません。その中で、新たに株式とした中で、今度出資した方々から社長を決めた中で進めていただきたいというような思いでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） その後で株式にするわけなんですけれども、役場のほうでどのぐらい資本金、出資金を出すつもりなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

明日の全員協議会の中で詳しく説明をさせていただきたいと考えているものですから、その中で詳しく出資金については説明をさせていただきますので、この場での答弁は控えさせていただきますと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 道の駅に、株式移行にするために検討委員会というさっき話出たんですけれども、この検討委員会のメンバー何人でどういう人を選ぶんだか、もう決まっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

検討委員会と先ほど産業課長が話をしたのは、道の駅を拡張する、これが検討委員会でありまして、この株式につきましては、これからといったものを協議していくというようなことなものですから、こちらはまた新たに設けたいとは思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 話が前後しちゃうんですけれども、小売店の専門の経験ある人を社長に据えてもらいたいと私は言ったのは、私の友人が35歳で店長になって、50歳まで店長やっていたんです。そして、50歳からコンサルタントをやって今、会社を興しているんですけれども、その人に言わせると、やっぱり今はキャベツもスイカでも4等分とか8等分が主流になっています。その人が、おばあちゃんから店に来て言われて、このスイカ大きいんだけど、これは1個は食べられないんだと言って発想したのが4分の1、8分の1カットして売ったらば、月に、1カ月間で150個しか売れなかったスイカが600個も売れたんです。だから、発想力です。あと、キャベツも今みんな半分とか4分の1にカットしていますけれども、そういうのが大事だと思うんです。

また、店長になったらいろいろ、1週間前から気温を調べて、寒いなというときは、今日はおでんにしよう、鍋にしよう、すきやきにしようとか献立を決めてやって、牛肉でも鶏肉でもいっぱい仕入れてロスをなくすのが仕事だと言って、ロスがあれば小売店はもうだめなんです。ロスをいかになくすかということなんです。

だから、献立をつくってやって、お客さんが主婦が入れば2割方、2割しか今日の献立は決めていないそうなんです、お客さんに話したらば。そうしたら、やっぱり今日は献立を決めましょうと言って、その店長は献立を決めて売り上げが倍増したといいますか、肉でも野菜でも売れたそうなんです。

だから、それを道の駅でも、5時以降はお客さんが来ないんじゃないじゃなくて、スーパーと一緒に物を売って献立を決めてやって、そうすれば売り上げが落ちないと思うんです。みんなアスクとかそっちに、イオンとか何かに行っちゃうんですけれども、そうでなくて、天栄村の近場にあるんだから、じゃあそこに行けば何とか献立できるんだという考えができればいいと思うんです。

だから、小売店の店長やっていた人らはみんなそういう考えで、発想でやるから、店は、売り上げは倍増していくんです。やっぱり一番大切なのは、お客様が何を求めているかをすぐ吸収して、それを実行するのが小売業だと思うんです。

だから、道の駅は今そういうのが全然ない、私も言っていますけれども。それがあれば、まだまだ伸びる余地はあると思うんです。だから、売り場面積、おっかながらないで大きくしていけば、また全然違うと思うんです。

だから、これから検討すると言うんだけれども、駐車場ばかりでかくして、レジは1台で狭ければどうにもならないですけれども、売り場面積を大きくするという事は考えないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように売り場面積は拡張したいので、それで今回、全体的な拡張工事、駐車場も含め、そこも役立てていくというようなことで今検討しているところでございますが、何せ村の単独予算ではこれはできないことなものですから、昨日も県中農林事務所の所長含め、そういった打ち合わせをしたり、先ほども申し上げたように国・県の補助、そういったものを使わないとなかなかそれはできない。そういったことを一つ一つ協議をしながら計画は立てていかないと、計画倒れに終わってしまうというようなことなものですから、私とすれば、議員がやっぱりおっしゃったように、駐車場も確保すれば売り場面積も広げたいという思いで、そのために今回整備をするわけでございますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） あと、地産地消でやっていくわけですから、農業関係の指導者、やっぱりこうやるといいものができるよ、これ大きいものでうまいものができるよという指導者、農業職、前いましたよ、吉田さんというのが。ああいう方を採用する考えはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

実際には営農指導というのは、本当はこれは農協がやるべきものではございますが、なかなか農協もそういう指導ができないということで、前、吉田さんという方を村で雇用しながら進めていたんですが、諸事情により辞めてしまった。

今後も、農家の皆さんからそういうご要望もありますので、私としても1名は村で迎えたいたいという思いで、これも県中農林の須賀川普及所のほうにも県のOBの方、そういっ

た方々とか多方面で声をかけておりますが、なかなか人がまだ、人選見つからないというのが現状でございます。もしそういういい方がいれば、ご紹介いただければと思っているんですが、私も必死になって今探しているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今の話はわかったんですけども、私が思うのは、つくり方、どうすればうまくいくのか。それを道の駅で売って、何でもいいわではどうしようもないと思うんです。それ、道の駅季の里天栄のイメージが悪くなるし、だから、そういう人を本気になって見つけてもらわないと困ると思うんです。今村長が言うように、いろいろ探しているところだとは言うんですけども、なるべく早急に見つけて、そういうふうな人を見つけたら、季の里天栄のレベルも上がるし、だめなものを、これお金払って買うのかと、お客さんの心理とすれば、これはお金で買えるものではねえべと、そういうのも平気で出しているみたいな感じなんです、今は。

だから、それを仕分けする人も必要だし、ああ、これならこの値段で売れるなというのが、それが一番大事だと思うんです。あるいは、やっぱり商売になると信用の問題ですから、それが一番大事だと思います。

じゃ、その辺はいろいろ検討しながら、道の駅季の里がうまくいくようにお願いしたいと思えます。

それでは、2番目に入ります。道の駅羽鳥湖高原について。

道の駅羽鳥湖高原におけるトイレの改修工事についてであります。施設の管理において衛生上問題があるとし、本年度の予算で2,500万という多額の費用を承認したところであります。このような急を要する大事な案件にもかかわらず、いまだに工事が着工されていないということはどのような理由があるのか、伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅羽鳥湖高原におけるトイレの改修工事につきましては、平成18年度に水洗化したトイレが道の駅認定に伴う利用者の増加などにより床等の汚れが目立つなど、羽鳥湖高原の玄関口として余り好ましくない現状にあることから、道の駅機能拡充の一環として改修を計画したものであります。

工事は、建物西側にトイレを新築し、現在のトイレを倉庫に改修するものであり、8月中旬に実施設計業務に着手しておりますが、東日本大震災以降、復旧・復興関連工事の増加に伴い、公共建築工事の単価や経費が年々上昇していることから、さまざまな検討、調整を加

えながら予算内での取りまとめに努めているところでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今の点については、工事が今いろんな問題で遅れてというのはしようがないと思うんですけども、この前事務長さんに言ったら、厨房も今要望するかと思っ
ているという話を聞いたんです、駅長から。レストランの部分とか厨房関係が。だから、トイレはまだ工事していませんでしたか、まだ始まっていないという話聞いたものですから、ただそれも、俺3,000万か4,000万かかっちゃうんじゃないかなと思うんです。

そうならば、新しいのを後ろに建てて、今まで一々あっち壊れ、こっち壊れしていたらば、建てちゃったほうが早いんじゃないかなという気がするんですけども、その辺の考えはないかどうか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今、議員おっしゃるように、羽鳥湖高原道の駅の駅長から、厨房も手狭だというようなお話もいただいております。それに伴いまして、トイレの改修工事をした中で、既存のトイレ、そこを倉庫にして、今使っている倉庫を事務所にして、事務所の部分を厨房のほうとして拡張できれば、十分それで間に合うというような話は私いただいていたものですから、今回トイレの改修工事をまず行って、その後そういった中のリフォームというかリニューアルに努めていければと思っております。

そちらについては、またこれから設計事務所と協議をした中で、今議員が提案したとおり、それも本当に建てかえできれば、大変私もそのほうがいいのかと思うんですが、余りにも費用が、新たなものとして、なかなかこちら、村単独になってしまうと大変厳しい状況でございます。

こちらのトイレの改修というのが辺地債を利用してやるものですから、辺地債が満額使っても2,500万なんです。その範囲内で上げていきたいというような思いでいたものですから、なかなか今度は、今ほど話したように東日本大震災があつて、建築材料が高騰したりさまざま、あと職人がいないというようなことで経費が上がってしまったというようなことがあつて、私もそれは知らなかったし、設計事務所もそういう項目がわからなかったというようなことで、今大変苦慮しているところでございます。

どういった方法だったらそれができるのか、今後は厨房の改修についても、そちらもどのぐらいで済むのか、そういったものも視野に入れながら検討しているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 羽鳥湖高原は、やっぱり湯本地区にはなくてはならない施設です。これ、今まだどうせ始まらないんだから、もう一回検討して、どのぐらいかかるんだか、大きくすれば、後ろに建物を建てて、前を壊して駐車場を広げて、どういうふうにしても1回検討してもいいと思うんです。

ただ、厨房で幾らかかって、また全部で7,000万とかかかってしまうと言うんならば、俺新しく建ててもそんなには、1億できないんですか、あれ。もう1回考えてみて、できなければしょうがないですけども、これやっぱり、もう何年経っているんですか、あれ。30年以上ですよ。だから、30年以上たっていれば、あっちこっち壊れてくると思うんですけども。ただ、自動ドアやったり、レストランでバリアフリーにしないとまずいでしょう、あれ。だから、ちょこちょこ直しているみたいですけども、やっぱりそうならば、もう老朽化しているから、新しいもの建てたほうが良いような気がするんですけども。

なるだけそういうふうにいけるように、今の予算の中でいったら、財源がなくてどうしようもないというならしょうがないですけども、やっぱり後ろに大きい建物、もう新築のを建ててやってやれば、また売り場も今の現代風の道の駅になって売りやすいのかなという気はするんですけども。やっぱり湯本にとっては大事だと思うんです、あれ。

だから、その辺をよく検討しながら、厨房にもかかる、レストランのほうもかかると考えるならば、もう一度見直して、今まだどうせ工事始まっていないんですから、それなら後ろに新築の道の駅をつくるという考えも1回検討してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私とすれば、本当に建てかえたほうが、当然これは道の駅羽鳥湖高原の顔でございますので、高原らしい道の駅というのもありますし、ただ、この財源の確保がなかなか厳しい。先ほど2番議員さんも申し上げたように、学校給食センター、もうこれも老朽化して建てかえもしなくちゃならない、学校もあちこちやっぱり傷んでいる、道路、それとまた橋、道路の橋なんかも、これも老朽化対策で少しずつやっておりますが、村の財源、もう本当にこれを使ってしまふとなかなか厳しい状況にはありますが、長い目で見た中で、建てかえがよいのであれば、そういったことも視野に入れながら検討して参りたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それいろいろ検討する余地もあると思うんです。補助金がなければしょうがないですし、一応、産業課長もその内容を調べて、補助金あるならば、2分の1でも3分の1でもあるならば、そういうふう考えながら検討してもらいたいと思います。

もうこれで2つ目の質問事項を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま一般質問の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 1 1 時 3 6 分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） では、3点目の質問を行います。天栄村の人口減少問題について。

人口減少は全国自治体にとっても大きな問題であります。わが村にあっては、大山団地ができたおかげで、一時的ではありましたが、人口増加が見られました。平成8年3月の村の現住人口は7,200人ほどであったと思いますが、これを最高に年々減少し、現在では5,600人ほどであります。このままでは、二年、三年で5,000人を割ってしまうのではないかと懸念しているところです。

人口減少は村の存続に大きな影響を及ぼすものであり、天栄村にとって最大の案件ではないかと考えています。村長は、この問題の対策としてどのように考えているのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

天栄村の人口減少問題についてであります。議員がおっしゃるように、人口減少は経済の衰退を招き、税収の減、公共交通の撤退や空き家の増加、地域コミュニティー機能の低下など地域の魅力が失われることなどから、さらに人口が減少するといった負の連鎖を招くものであり、村存続に係る最大の問題であります。

本年3月に策定しました天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まさにこの人口減少問題を最重要課題と捉え、人口減少を食い止めるべく5つのプロジェクトを掲げております。その中でも、特に定住促進のための住宅の確保は早急に取り組むべき施策であり、本年度は集合住宅建設に対する支援を行い、合計12戸分の住まいが確保できる予定となっております。

総合戦略の集計では、村内の製造業に従事している方の70%の方が村外からの通勤者であることから、この方々の住まいが村内で提供可能となり、転入いただければ、まず一段階として人口の増加が期待できると考えております。

併せまして、次年度からは、これからの未来を支える若者や子育て世代の方々の定住を重視すべきとの観点から、当村における子育て支援や教育環境の水準の高さをPRの土台とし、

安心して子育てできる地域、ずっと住んでみたい場所と感じていただけるような魅力ある住宅環境等の整備を構築し、人口減少問題に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 現在、飯豊地区にアパートを建設しているみたいなんですけれども、アパートもいいんですけれども、アパートだけでは引っ越ししたり何だりして、また入れかわり立ちかわりになっちゃいます。それで、私が思うのには、永住してもらわないと困るんですから、住宅団地を造成して、それを売るのはどうかなと思うんですけれども、そういう考えはございませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員やっぱりおっしゃるように、この移住・定住進める中で、アパートが第一弾というような捉え方をしながら、いかにこの村に定着して住んでもらうかというようなことを考えて、また、今空き家の調査もしながら、空き家で移住なんかも、田舎暮らし体験ツアーなどしながら進めているところでございまして、第二弾、議員からお話が出たように、そういう分譲というようなことも、私は就任当初から、天栄村は土地が安いというようなことで、ガーデンができる、駐車場も広い、家庭菜園もできるというようなことが逆に売りになるんじゃないのかなというような思いがありまして、ただ、そういったところにも造成費用等もかかるものですから、何か国・県の補助、いい補助がないのかなというようなことで模索はしております。

そういったところで、補助等が使えるのであれば、大山団地のような大きな区画はなかなか厳しいと思いますので、小規模でもいいですので、そういったものを企業と、今ほど申し上げたように、村内の企業に勤めている方の7割は村外から来ていると、そういう方々が、じゃ近くにやっぱり住みたいと思えるような、そういう団地の造成なんかも次はやって参りたいというような思いでおりますので、ただ、いかにせんなかなか財源がまだ見つからないというような状況でございまして、私も上京した際、各省庁回りながら、あとは地元選出の国会議員の先生方ともそういった意見交換をしながら、何かいいそういう制度がないかというようなことで意見交換をしているところでございまして、そういったものがうまく活用ができるようであれば進めて参りたいなというような思いでございまして、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） でも、私も大規模にやれと言っているわけじゃないんですけれども、50

戸でも100戸でもいいんです。天栄村をうまくPRして、別に天栄村でも悪くないよ、空港も近いし、駅も近いし、買い物するのも近いよということをもう特にアピールしながらやっていかなければ、天栄村の良さを知ってもらわないとだめだと思うんです。これから住宅団地を造成するかまだわからないですけども、思い切ったPRも必要だと思うんです。空き家というのは今どのぐらい貸せる状態なんですか。補助金、リフォームか何かしたんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今、建設課におきまして、空き家バンク制度というものを実施しております。建設課のみではちょっとできませんので、村商工会内にあります天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会というものと合体しながら今、作業を進めているところでございます。

空き家バンクを利用いたしまして、今登録されている方が5件ほどございます。その中で、今度借りたいという方も、ホームページを見て買いたい方も3名ほどいらっしゃいます。そのうち1名につきましては、議員もご承知かと思うんですが、広戸小学校の西側に1件入りました。そのほかの5件、申し込み、それ以外の4件、また申し込み、借りたいと言う方の2名については、今交渉中でございます。

すみません、もう1名の希望者につきましては、羽鳥地内に借りたいというようなことで今交渉が進んでいるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それは売るんですか、貸すんですか、この空き家は。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

基本的には売買か賃貸でございまして、今1戸決まっているものについては、賃貸でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、賃貸ということはお金をもらうんですよね、これはそうでしょうか。ただ、リフォームか何かしたんですか。もう昔のまま、そのまま貸し出すんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

決まりました1件につきましては、借りた方がリフォームの補助を受けて、リフォームを実施いたしました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） リフォームの補助金というのは何%なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

改修工事につきましては、費用の2分の1に該当する額、または80万円の少ないほうの額となります。限度額が80万円でございます。村内の方に申し込んで工事を行った際には、その積算額に20万円がプラスになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今、村外の人が20万と聞き逃しちゃったんですけれども、もう一回説明してもらえますか、すみません。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

補助金の額でございますが、改修工事につきましては、費用の2分の1に相当する額、または80万円のうちのいずれかの少ない額になります。村内施工業者が工事を行った場合には、積算した額に20万円を加算するものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ5名の3名ですよ。この人らは村外在住の人ですか、今、村内ですか、希望しているという。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

利用登録の申し込み者につきましては、1名の方が、先ほど決まったという方は東京の方でございました。あと、県内の2名の方でございまして、1名は郡山、1名は矢吹町でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 補助金の金額なんですけれども、これは80万が限度額ということは、2分の1だと160万です。160万ぐらいでリフォーム、結局300万かかっても80万が限度ということですよ。それでは何かちょっと補助金が足りないような気がします。これで空き家に住むんですか。もともと空き家なんだから、もう中も、建物自体も古くなっていると思う

んです。特に水回りなんかいじれば、途端にリフォームだけで160万では終わらないでしょう、これ。村内の業者使えば20万ということは、村外ではゼロということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

村内業者の活性化を図りたいというようなことでございますので、今の金額になっているものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これリフォームも、空き家のところ、リフォーム160万ぐらいで、もうちょっと補助金出せば、空き家も解消するんじゃないですか。上げるということは、今決まってるんですから無理ですよ、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

予算的には、今現在その予算でもう終えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） やっぱり天栄村に住んでもらいたいなら、限度額ももうちょっとアップしたらいいと思うんですけれども、村長、そういう上げるという考えはないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1名の方が東京から飯豊地区に移住をしていただいたんですが、私もふるさと子ども夢学校の担当者の方といろいろ意見交換をしながら、議員おっしゃるように、その予算では水回りも直せないというようなことも言われてはおりましたが、近隣の市町村等々を見ますと、限度が100万ぐらいというようなことだったものですから、そのような設定できましたが、今後はより多くの方に天栄村に移住していただきたいというようなことと、あとは、建物も新しいというか、ある程度、程度がいい部分であればいいんですけれども、大分もう年数がたったものであれば、500万、600万とやっぱりかかってしまう部分があるものですから、そちらについてはちょっと見直しをしながら、議会、議員の皆様方とご相談をして、金額等も提示して参りたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 本当に、町じゃないんだから、田舎だから、やっぱりそういうのを、特色を生かして、補助金を、須賀川地区100万ならもうちょっと出すとか、限度額を多くす

るとかして、やっぱり受け入れ態勢をこちらでやってやらないとだめだと思うんです。その辺、もうちょっと頑張ってもらいたいと思います。

あと、話変わるんですが、昨年9月、保育所に入所を申し込んだんだけど、どうい理由で断られたんだか何だか、拒否されて、その夫婦は須賀川に引っ越したという話あるんですけれども、それは事実ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

保育所入所につきましては条件がございまして、条例を満たさない方に対してお断りしたというケースはございます。ただ、条例を満たしているにもかかわらず断ったという方はいらっしゃるというふうに認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、もうこの前広報に載っていたんですけれども、条件なんです。そういう、何か拒否されたとしか私聞いていなかったものですから、それどういう理由で、例えばゼロ歳児だから、12人いれば3人に1人の保育士がつくと言っていました。だから、13人になったから、1人オーバーだから、臨時職員を雇わなくちゃいけないから拒否したのかと思ったんですけれども、それではないんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

確かに、議員がおっしゃるように定員の規定がございまして。ただ、昨年の断ったというケースにつきましては、定員がオーバーしたからとかということではなくて、条件としましては2つございまして、1つは村民の方、もう1つは保護者、両親の共働きの方とか、あと例えば奥さんが育児休業とっている方、あと産前産後8週間経過以内の方とかということであって、その条件を満たさない方は入所できないというふうになっておりますので、決して定員がオーバーしているから、いわゆる待機児童という形ではなくて、条件に合わなくて断ったというケースはございました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今のお答えでいろいろわかったんですけれども、もう一つの問題は、保育所の移転問題です。これは前にも話したことあると思うんですけれども、どうしても遠くて、もう通園するのが大変だという、子供を送って行って、帰って来て、須賀川なり川西に行くのが大変だということで話は聞いているんですけれども、天栄幼稚園と一緒に、旧岩瀬村でやっているんですけれども、保育所と幼稚園を併設して岩瀬こども園とやっているん

ですけれども、そういう考えはないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 服部議員に申し上げます。

告知内容から離れているような気がするんですが、これについて、ここで打ち切ってもよろしいですか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは人口減少の問題で、増やすのには、結局、保育所がなくて引っ越しする場合もあるんです、これ。そういう意味で私は聞いているんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 何か人口減少とちょっと外れているかなと思ったから。先ほどの住民福祉課長から答弁あったんですが、断られたとかどうとかということ、一般質問から離れているかと思いますが、いかがですか。

暫時休議します。

（午後 1時54分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時03分）

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私の言いたかったことは、移転しているなり住宅造成をして、どうぞ来てくださと言われても、子育ての環境づくりからいかになくちゃいけないと思ってそういう質問したんですけれども。だから、保育所の問題も出したんですけれども、順序が悪くて申しわけございません。

だから、天栄村に入ってきてもらうためには、やっぱり子育ての環境も必要だし、移転してくる人もそういう受け皿をつくってやらないと、天栄村に入ってくるとこういういいところがあるよということを見せないで、だから、もう天栄村に入りたいたいんだけど、保育所がそちらのほうだ、あれだと言われたらば、やっぱりそれを長い間かけて、これ団地造成するかしないかまだわからないんですけれども、そういう環境づくりが大切だと思うんです。だから、環境づくりから入らないと、天栄村に来てくださと言ったって、来る人はいないと思うんです。

子育て世代が一緒に入ってくれば人も増えるんだし、これから2人目、3人目子供産まれるかもわからないんですから、だから、環境づくりをしないとだめだということをお話したかったんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

移住・定住を促進する中で、この子育ての支援策というのは大変重要な点になってきますので、私も天栄幼稚園、近くに認定こども園、これができないかというようなことで、何度か検討に入ったこともございます。そういうものも加味しながら、これまでも皆さんが、勤めはどうしても東の方面に、4号線方面のほうに行くというようなことで、なかなか逆行する部分と、特に冬期間、雪があつてなかなか厳しいというご意見も寄せられておりますので、今後、住宅団地の造成等視野に入れながら、そういったところの検討も一つであるなというような認識でおりますので、さまざまな観点から判断して参りたいなと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 天栄村でこれから人口を増やすのには、やっぱり前も、湯本の英語の村もありますし、いろんなもの、特色を出して天栄村をPRして、ああ、ここは住みやすいところだな、これから子育ての環境にすばらしいなというところがなければ、人も入って来ないと思うんです。ただ値段が安いだけでは無理だと思うんです。だから、そういう意味でも、村長さんも一生懸命頑張ってもらって、いろんな子育ての環境づくりをしてください。

3番目の質問、以上で終わります。

次、4点目、天栄村のスキーリゾート天栄について。

天栄村では、村営のスキーリゾート天栄オープン以来22年が経とうとしています。オープン当初は大盛況で、すばらしいスキー場ができたとスキーヤーにも地元の人にも大いに喜ばれたと思いますが、近年、いわき・新潟間の磐越自動車道ができてからは、スキーヤーは猪苗代に集中し、スキーリゾート天栄には足を運ばなくなりました。これからは、スキーリゾート天栄においては、利用客の増加は望めず、レストハウス、リフト、圧雪車など、村の財政負担が大きいのではないかと思います。

今後のこのような状況を鑑み、スキー場の廃業を決断するいい機会ではないかと思います。が、村長の考えを伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

スキーリゾート天栄においては、平成7年の12月にオープン以来、豊富な降雪量と上質な雪質、急斜面の上級コースと初・中級者向けコースがあるファミリー向けゲレンデとして、長きにわたり多くのスキー客に親しまれて参りました。

しかしながら、国内におけるスキー、スノーボード人口は、平成10年をピークに、平成25年には最盛期の4割程度まで落ち込んでおります。スキーリゾート天栄においても、入り込

みの減少に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災により客足は激減したところであります。

村では、平成25年度より27年度まで毎年、天栄村湯本スキー場経営評価委員会によるスキー場の経営状況の評価と改善方策の検討を実施し、逐次、経営改善に努めて参りました。その結果、来場者及び収入もわずかながらも年々上昇し、また営業活動や従業員の経営改善に係る意識も高くなっており、観光資源及び冬期間の地元雇用を維持する観点からも、経営改善を行いながらの営業継続は妥当であると答申をいただいたところです。

こうしたことから、引き続き集客の増加による収入増と支出の節減を図り、適切な運営に努めて参りますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、土地は、地代は払っているのですか、林野庁に。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

国有林野の貸与料として毎年、賃借料を払っております。金額は、昨年度が85万円ございました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、入場者数は、オープンしたとき、10年前、5年前から、5、4、3、2、1年前まで、わかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

オープンの平成7年度でございますが、1万2,617名、10年後の平成17年度は9,552名、直近の5年間でございますが、平成23年度が5,841名、24年度7,466名、26年度9,743名、27年度5,089名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 大分入場者数が変化しているんですけども、これどういう理由でしょうか。雪不足ですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

昨年度の人数につきましては、雪不足による営業日数が少なかったということもありまして、5,000人台というふうに大幅に減少したということでございます。平成23年度につきま

しては、やはり東日本大震災の影響があったかなということと思われます。

それから、オープンからだんだん減ってはきてはいるんですが、先ほど村長から答弁ありましたとおり、国内の全体的なスキー、スノーボード人口の減少ということが考えられるというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私はこのリフトも、圧雪車が一番お金かかると思うんですけども、まだ圧雪車は審査するという要請は出ていないんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

指定管理者である一般財団天栄村振興公社からは、直接そういった今のところ要望は出されておられません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今は要望ないと言うんですけども、ここ2、3年過ぎたらばもう、何か圧雪車がだめになる可能性は高いというんです、これ。だから、レストハウスもそうですし、これからそういうふうに金かけてまで、これだけの利用客でやっていけるのかなと思うんですけども。投資するのはどうかと私は思うんですけども。だから、85万の地代払ってでも太陽光パネルにするとか、売電して、そのときは85万ぐらい稼げると思うんですけども。

やめるといふ、私も何回か安全祈願祭に行っているんですけども、駐車場も狭いですし、もうこれからは温暖化で雪も降らなくなる可能性もあると思うんです。だから、将来を見据えて、村長はどういう考えをしていますか。例えば圧雪車が金かかる、あのリフトも壊れる、これも直さなくちゃいけないということは、もうそれでまだ投資するんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

リフトにつきましては、順次部品交換を行って参りまして、あと2年ほどその部品交換をすれば大きな費用はかからないと、リフトの管理をしている業者からはそういったことは伺いました。

また、圧雪車については、まだ私も直接は、確かに年数は議員おっしゃるように経っておりますが、メンテナンスが、このリフトにしても圧雪車にしてもしっかりしてやっていますということで、これまで、今年亡くなった柿沼君なんですけど、どこのスキー場にも引けをとらないぐらいのしっかりとしたメンテナンスをしていたというような評価も受けて、それ

で長持ちした部分もあるものですから、今後は温暖化の影響等々、まだはっきりした部分はわかりませんが、そういったことも加味しながら、そして、何のために、あとスキー場の評価運営委員がいて、今まだ継続できますよというような答申をいただいているものですから、その方々と今後は5年後、10年後見据えた形で方向性を決めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それでは、今、今日はそういう内容もわからなかったものですから、廃業を考えてはどうかという考えはしたんですけれども、やっぱりまだそれだけいろいろ投資してもらえるんですから、また圧雪車壊れたときは廃業の考えも、レストハウスも補修しなくちゃいけないという部分で大きな財源を使うようだったらば考えてもらいまして、今のうち、できるならば、できるうちは営業して努力してやっていってもらいたいと思います。私の質問は以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君の一般質問は以上で終了します。

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、3番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

3番、大須賀溪仁君。

〔3番 大須賀溪仁君質問席登壇〕

○3番（大須賀溪仁君） 天栄村議会規則第61条第2項に基づき、一般質問を行います。

1点目、てんえい版スマート農業の現状は。

昨年27年度、地産地消の拡大、地域の振興を図る目的で総務省の支援を受け、ICT情報通信技術を活用したてんえい版スマート農業マッチングシステムの実証を行い、今年度から本格利用が始まっております。そこで、本年度4月から現在までの取引額、総額、品別等進捗状況とどのような目標を立てて実施しているのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

お尋ねのてんえい版スマート農業マッチングシステムにつきましては、総務省の中山間地域における農業分野のICT利活用推進プロジェクトの実証事業として導入、実施したものであります。

本システムは、離島において農業と観光施設とのマッチングによる地産地消の促進を目的に開発されたシステムを中山間地域向けに改修をしたシステムであり、具体的には、農業者がタブレットやパソコン等を利用し、販売したい作物をシステム上に掲載し、旅館や飲食店

等の消費者は掲載情報を確認の上、注文を行い、道の駅等が仲介業者として集荷、配達を行うシステムであります。

本年度から本格運営を開始しておりますが、4月からの運用実績は12件で約54万4,000円の取引実績であり、その内訳は、米が8件で42万円、野菜セットが4件で12万4,000円でありました。

これは、実証開始に至るまでに、参加していただける生産者や旅館等消費者及び道の駅をまじえ、意見交換や会議を開催して参りましたが、余りにも導入に至る期間が短く、生産者における端末等機器の取り扱いがうまくできないことや旅館等消費者におけるニーズとマッチングしていないこと、また仲介事業者の体制が整わないなどの理由から、運用実績が伸びなかったものと推察されます。

今後においては、村の実情に合ったシステム運用ができるよう、関係者等との協議を重ね、多くの生産者、観光事業者等消費者の利用を促進し、地産地消の推進を図って参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 質問の中で、どのような目標を立てて実施しているか伺いたいと、こうあるんですが、目標とか、具体的に取引額とか取引量とか、そういうものを設定しないでやっているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

目標の設定はないのかというようなことですが、何分まだ今年度スタートして、実績も先ほど答弁したとおりの金額でございますので、これからさまざまな改修、それから皆様のご意見等を踏まえながら、よりよい取引の状況、それからシステムのスムーズな稼働に向けて協議をしながら進めて参りたいということで考えておりますので、今の時点では、金額的な目標設定までには至っていないというような状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今のところ目標を設定しておらないということですが、事業を実施するに当たっては、多少でも今年はこちらまでの取引を成功させようとか、数年後にはこちらまでの形にしようとか、そういうのがあってしかるべきだとは思いますが、今回実施している事業については、総務省、国のほうに報告とか成果を報告しないといけなんじゃないんですか。どうなんですか。好きなようにやってくれということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

総務省への報告でございますが、この事業の受託事業者から、3月までの事業期間が終了した後、総務省のほうに報告書を提出しているということを受けております。

今回の事業でございますが、まず中山間地におけるスマート農業の推進に向けて調査研究を行うと内容の洗い出し、それから課題等を整理した上で、スムーズなシステムの運営に対して、向けて検討していくというような調査研究が主たる目的ということでございますので、そういった点で、受託事業者から総務省のほうには成果の報告がなされているというようなことでございます。

ただ、やはり金額的にも大変な金額を使って、総務省よりあえて天栄村ということで指名をいただいて実施している事業でございますので、これからも有効活用できるように逐次、改良しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 答弁の中で、本格導入までの期間が短く、運用がうまくいっていないということでありましたが、運用し始めてから、ニーズとマッチするような意見交換の場、そういったものを今でも引き続きやっているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

マッチングに向けまして、本年度は5月に、村の観光協会の会員さんを対象に農産物の利用状況に関するアンケート調査を実施しております。さらには、9月には生産者と事業者とのマッチングを図るべく、スマート農業の推進会議を開催しております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） それでは、本格運用しながら改めてシステム改善をしながら運用していくということでしょうか。生産者の数も多分限られた数だと思うんですけども、そのあたりをもうちょっと、数量、そういうのを増やすとか、そういう考えはありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在、生産者につきましては、18名の方がご登録をいただいているところでございます。今後、消費者側のニーズに合った作物を栽培するためにも、この生産者については拡大をしていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 生産者の中で、機器の取り扱いがまだ不十分だということではありますが、どういうふうに改善するという考えがありますか。機械自体をもっと簡素化するとか、使い方の講習会をするとか、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 機器の取り扱いにつきましては、今議員からご発言があったように、なるべくスムーズに利用できるように講習会を何回も開催しますですとか、それから、どうしても機械の利用は難しいというご高齢の方中心になると思いますが、そういった方につきましては、今地域おこし協力隊もおりますので、そういった面からサポートをしていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今のことに伴って、今生産者と旅館さんが取引をしているということですが、旅館さん以外でも飲食店とかそういう方が参加されているという現状なんではないか。そこまではしていないということなんではないか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 旅館と宿泊施設以外で現在ご登録をいただいているのは、羽鳥地区にあるそば屋さんにご登録をいただいております。今後は食堂等もご登録をいただくべく推進をして参りたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今、道の駅が農家と施設間での集荷、配送という仲介業をしておりますが、道の駅のほうには手数料、業務委託料みたいのは支払っているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

仲介者に対する手数料でございますが、生産者が負担するのか、それとも購買側で負担するのかというところの協議がまだ調っておらず、いまの時点では仲介料、手数料というものはお支払いをしていないということでございますので、これにつきましても、早急に決めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そもそもこの事業に対しての予算規模、どのぐらいの予算が省庁からおりてきて、事業展開しているということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この事業は、補助事業ではなくて総務省が発注する調査請負事業ということでございますので、直接村のほうに補助金として入ってきているものではございません。金額的に確認をしたところ、約2,300万程度の事業費であったということを確認しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 2,300万ほどのお金が動いているということなんですけれども、その中には仲介業者、事業を取り扱う業者に対しての人件費なりのそういう予算はついていなかったということなんですか。道の駅さんがボランティア感覚、そういう感覚でお手伝いをしているということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

事業費のうち地元での検証に要する費用、それから運用に要する費用として150万円程度が両道の駅のほうに支払われているということでございます。そのうち100万円につきましては、配送に要する車両の購入費用の一部として使用をしていると。50万につきましては、今後の運用に向けた留保財源として今持っている状態だということ聞いておりますので。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ちょっと聞き取りづらかったのもう一度、説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

事業費のうちの150万円が地元での検証費用、それから運用費用として両道の駅のほうに支払われている。そのうちの100万円につきましては、配送に要する自動車の購入費の一部に充てられており、残りの50万につきましては、今後の運用経費として今留保しているという状況であるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） この金額というのは1年ごととか、もうその事業に対して150万ということなんですか。今やっている事業自体は何年計画でやる予定なのか、お聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この事業は昨年度1年間の事業でございますので、今後続くというような計画はないというふうに向っております。今後の運営につきましては、地元を主体に実施をしていくということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） それでは、昨年27年度だけの予算づけということですよ。村のほうでは今後どのようにしたいとか、そういう計画は持っているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

予算的な部分に関しては、現時点では村のほうでは特段考えてはおりません。今後の進み具合によりまして、また状況に応じた予算なりの考えをしていくということで現時点では考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 村長はこの事業に対してどう思われますか。今後もし有意義に運用できるようなものだと考えておりますか。今後の村長の考えは。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この事業は、中山間地域の農業と観光の活性化というようなことで総務省からご提案をいただいて、総務省の事業でというようなことで、これはやっぱり東日本大震災があって、原発事故がありまして、風評被害払拭、そういったものに幾らかでも貢献できないかというような状況の中で、観光業も農業も疲弊している中で、そういう中においても、村に観光客が宿泊される方が20万人ほどいると。ここに地元の農産物が地産地消で利活用できれば、どちらも活性化してくる。

そして、また朝どれの野菜がその日の夕食なりに出せるというようなすごくいい部分もあるんですが、何せこれまでも地元業者の方がそこに納めているというようなことがあるものですから、そういったところを行政が圧迫しては、これはいかんというようなことでございますので、今後は、この天栄村の中にあるブランドの推進の中で、地産地消を進める中で、これがうまく回ってくれば、村外、または首都圏というようなところをターゲットにできるというような視点の中で今、実証を行っているところでございますので、なかなかこれまでも、宿泊施設側から要望されたものを農家の皆さんがつくるというようなことは今までなかったものですから、自分たちがつくりたいもの、そういったものを季の里なり直売所に納めてきたというのが現状でございますので、今後は必要とされるものをつくって、そのニーズ

に応えるような形で持っていければというようなことで考えておりますので、あとはブランドの推進というような観点で、そちらを中心に持っていければというような思いでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今後もこのようなシステムを使って運用していきたいということなんですが、そうしますと、道の駅さん、今仲介業をしている、そこに予算、人件費なりは出すことはできないんですか。下で多分野菜を集荷して、今までだと湯本地区のほうに配送していたということなんですけれども、車代だけ預けて、人件費的なものは見ないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これは商取引でございますので、納める側、後は購入する側、そちらでの相対だと思うんですが、そこに行政がかかわってしまっただけでは、少しそれは不公平を感じる部分と、なかなか成り立たない部分であるなど感じておりますので、そちらは直売施設なり、あとは受ける側でそれはやっていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） わかりました。今回こういうシステムを導入しまして、中山間地域の活性化を図るということですので、今後も引き続きいい形で展開していただけて、他地区からも中山間の視察、こういう事業をやっているという視察を受けられるようなまでに形づくりをしていただけたらなと思っております。

以上で、1点目の質問は終わります。

では、2点目、英語の村推進を。

英語の村天栄を掲げている本村で、ICT機器を取り入れた英会話学習を湯本小学校において実践検証が開始しました。検証が始まったばかりですが、児童の英語力の向上は見受けられるか、また、今後の教育委員会の構想を伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えします。

次に、2番目の英語の村推進をについてお答えいたします。

平成32年度より、小学校より順次、新指導要領が実施されるに当たりまして、今年度小学校における英語教科化を見据えた英語教育のあり方を確かなものにするため、湯本小学校を村指定校に定め、あわせてICT活用による小規模校のデメリット解消を目指して検証授業を実施して参りました。

初めに、児童の英語力向上であります。検証授業におきましては、確実に向上していると実感しております。受動的な英語活動から能動的な英語活動へと変化が見られ、全ての児童が楽しい英語活動になっております。また、学んで得たことを活用できる児童が増えてきております。このことは、新指導要領が目指します知識としての英語から知識を活用する英語への確かな転換がなされてきていると実感しております。

次に、今後の教育委員会としての構想であります。平成32年度新指導要領が小学校より順次移行、実施されるわけですが、小学校英語教科が実施されれば、英語力の地域格差、これがますます拡大するのではないかと懸念されます。そうした中で、村が取り残されないためにも村の強みを生かし、現在まで築いてきた成果の上に、さらにICT活用した村独自の英語活動プログラムでグローバル化に対応した英語教育の推進をして参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今、実証期間ということですが、どのぐらい実証期間を設けているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

先ほど32年度から小学校から順次新しい指導要領という話を申し上げましたけれども、前倒しで30年度からその教育課程がもう始まります。そう考えますと、この28年度、小さい湯本小学校で検証した結果をもとにしまして、今年度、村の英語部会推進会、これ各学校の英語の先生、英語担当の先生、そしてうちのほうの教育委員会担当者をまじえて、検証の課題等を今まとめているところです。

そうしたものを29年度には、これは予算等の問題もございますので、村長さんと十分協議をして、そして随時、先ほどお話ありましたように、村の教育環境、そういうふうなものがしっかりしていないと、やはりこの少子化あるいは村の人口減、そういうふうなものにも大きな影響あるのかな。

それについては、先ほど4番委員さんのほうからの説明の中で、村長のほうも、教育の水準の高みというふうなお話もありましたので、そんな形で随時30年度から始まるということですので、29年度、予算の許す限りの範囲の中において展開をして参ればなど、そういうふうな形で教育委員会としては考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 30年度までにはもう開始したいという言葉でしたが、今湯本小学校で機械を使った授業、マンツーマンのをやっていると思うんですが、村内の全校に利用する

という考えはあるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

天栄村の強みとして、少子化というふうなものが逆に、人数が少ないからこそ小さい予算で、先ほど湯本小学校で実施しているような1対1の英語ができるのかなど。予算的にも1,000万以上かかるなんていうふうなところではないというふうなことで今、確認しているところですので、給食費無料のお話もあったんですけども、4カ月くらいの給食費の範囲内でできるのかなど、そういうように考えておりますので、ぜひ下のほうまで広げていければなど、そういうようには考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） それは小学校までの話ということでよろしいのでしょうか。中学校も導入するとか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 中学校1、2年生あたりまで拡大していければなど。ただ、中学校の場合については、教科の中、授業の評価、それとの関連も十分ありますので、ただ単に推進していけばいいというふうなことじゃなくて、今英語活動プログラムの中で、本当に授業の中で効果的に進めるためにはというふうなことで、一応中学校1、2年生まで視野に入れて、プログラムの中身についても今検討をしているところではあります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 先ほど1,000万という金額出たんですけども、それは当初の設備費、整備費に係るお金なんですか。ランニングコストも含めてということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 予算的なものにつきましては、教育委員会のほうの権限もございませんので、なかなか申しづらいところはございますけれども、今現実にICTということで、各学校のほうにはコンピューターが設置されております。そのコンピューターの活用も、教育委員会のほうで細かく調べれば、1年間に使用する頻度というのはそんなに多くございません。そういうふうな中で、現在あるコンピューターをフルに活用できますので、その辺のところは、ハード的なものについては利用できる。あとは、1対1のつなぐ、向こうの人件費等、そういうふうなものだけですので、そんなにびっくりするようなコストはかからないと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今QQイングリッシュだと思うんですけども、それを湯本小学校で利用しているということなんです、村内の学校で始めるとしたならば、QQイングリッシュで対応できるのかどうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

QQイングリッシュにつきましては、随時、講師陣800人ほどプールしているというふうなことで、1回につき200回線、要するに200人に対応できるというふうなことです。十分、うちの場合については、先ほどお話ししましたように少人数であるがゆえに対応できる、そういうふうな形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 機械なんかは学校に今あるパソコン、それを使うということなんで、基本的には講師に支払うお金が、幾らかわからないですけども、発生するということですよ。わかりました。

あと、6月議会で小山議員からも質問の中でも出たんですけども、観光施設の方や一般向けの英語講座の開催はどうかという話がありましたが、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） その辺についてまで、教育委員会のほうで生涯学習関係、何かそんな講座等できればなというようなことは考えておりますけれども、QQイングリッシュさんのほうでは一般向けのほうのコースもあるというようなお話も聞いておりますので、そういうふうなものがあれば、子供たちがそういう英語について十分、家庭の中においても実践できる環境があればできるのかなと、そんな形では考えております。そういうふうなところから、地域、一般家庭のほうにも英語の環境、そういうものが広がってくれば、本当に英語の村づくりというふうなことで、それこそ特色ある地域づくりができるのかなと、そういうようなことを考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） やはり英語の村づくりという柱を立ててうたっているわけですから、村全体で英語に対する興味を持ってもらって、村全体で盛り上げていこうという、そういう雰囲気が大事だと思うんですけども、生涯学習課長はそういった考えはございますか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えいたします。

生涯学習課としましては、本年度、夏休み子ども教室や異文化体験事業というところで、親子の体験事業等を開催いたしました。そういった中で、親子で触れ合いながら英語を学んでいくということをやらせていただいたところでございます。

来年度に向けまして、今議員おっしゃる中での一般向けのそういった講座等も今後検討して参り、皆様方に、先ほど申しましたような、英語の村づくりに関しましての全体的な取り組みということでの方向づけをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） あと、6月議会の中で、村長が国際交流協会を今年度再開するという話がございましたが、再開したんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどの国際交流協会の立ち上げでございますが、現時点におきましては、まだ国際交流協会の立ち上げはできておりません。今現在では、各国際交流協会の立ち上げのために準備委員会の方々にお話をさせていただきまして、趣旨に関しましてご賛同をいただいているところでございます。今後、その方々に設立準備委員会等の会議等を行いまして、国際協会の設立に向けて話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回、この教育委員会が行っているものは物すごく前向きな教育施策だと思っております。他地区とは特化して、移住・定住にもつながると思ひますが、天栄村で教育を受けさせたいという環境づくり、その推進に当たりまして、なお一層邁進していただきたいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了します。

ただいま一般質問の途中でありますので、3時15分まで休憩いたします。

(午後 3時01分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時15分)

◇ 後 藤 修 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

〔9番 後藤 修君質問席登壇〕

○9番（後藤 修君） 村議会規則第61条第2項に基づきまして、2つの事項について、一般質問を通告どおり行いたいと思います。

まず、1つ目、平成29年度予算編成の方針について伺います。

12月となり、村では次年度の予算策定の編成に向けて日々検討が進められるものと思います。そこで、我が村の再生を思うとき、新しい村づくりにつながる予算の策定をどのような考えで編成するのか、資料を提出の上、伺いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新しい村づくりにつながる予算の策定についての考えであります。先般、当初予算編成事務説明会を開催し、予算編成方針を職員に示したところでございます。本村においても、人口減少、少子高齢化への対策が大きな課題であり、この課題に対処するため、村全体で取り組み、より魅力と活力ある天栄を創生するため、地方創生事業を展開するとともに、現在策定中の第5次天栄村総合計画に基づく事業を実施して参ります。

一方、歳入全体の約8割を地方交付税や国・県支出金等の依存財源に頼っており、今後、地方交付税の減額が見込まれることから、財政支援は極めて厳しい状況であり、事業のスクラップ・アンド・ビルドを進めるなど、限りある経費の中で最大限の効果を発揮できる予算編成に努めて参りたいと考えております。

なお、新規事業等については、各課で予算要求の事務を進めているところであり、現在提出できる資料はございませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それでは、最初に、資料提出を通告しておったわけですが、ただいまの答弁のとおり、まだ具体的な内容が詰めていないということで、資料提出はできないということですので、それは了解をいたしました。

それで、いよいよ来年度の重要な予算に村としては取り組むわけですが、震災から早5年以上過ぎまして、村の除染作業もおおむね終わるような時点に参りました。それで、これからの復興再生を村として推進していくのに、ハード事業、ソフト事業いろいろありますけれども、これらについて、ハード事業的にはそのようにこれから大きな事業はないように思われますが、村の考えとしては、ハードよりもソフト事業にシフトを置くのか、どちら

を重点的にこの予算編成を考えているのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員今ご指摘のとおり、今後はハードよりもソフトというような観点から予算編成をしていくところでございますが、何せ少子高齢化、ここの対策はしっかり行っていかなくちゃならないというようなことなものですから、必要なものは設置し、必要でないものは、先ほども申し上げましたようにスクラップ・アンド・ビルド、これをやっていかないと、なかなか村も財政的に厳しくなるというようなことなものですから、そういったものを端的に視野に入れながら新しい村づくりを進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 当然村を預かる執行者としては、もうあらゆる面において、予算は目配り、気配りは必要かと思っております。しかしながら、先ほど4番議員も質問で上げましたとおり、やはり原因、人口減少のこの課題を解決するのには、もう予算をそこに充当するというのも大事かと思っております。

それから、健康福祉や教育の予算も当然大事かと思っておりますが、農業について、農業予算、村の食味コンクールで今度また金賞もらいました、全国大会で。ですから、ああいう方が努力して、一生懸命やっている証でああいう金賞もらったというのは大変素晴らしいことだし、私も応援したいと思います。しかし、前から言われていたんですが、農業関係者の方で、食味コンクール一辺倒で、表彰をもらえる人だけが目立って、そして一般の農業者には何のメリットもないというような方策ではどうかかなというような声が上がります。

それで、来年度1年で減反政策が国のほうでたしか終わると思っております。それから、TPPについても不透明な部分がございます、農業者はどのようにこれから進めていったらいいかということも思案していると思っております。

それで、村としては、農業者に対する支援、応援をどのように予算に反映するか、それをどのように考えているか、聞きたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

農業の施策につきましては、このTPPが一番、今後気になるところでございましたが、議員ご承知のとおり、アメリカの次期大統領にトランプさんという方がなって、TPPには加盟しないというようなことを公言しておりますので、そういった動向を見ながら、村とし

ましては、量よりは質というような方向性になってきている米づくりもございます。

それと、国の施策の中で、飼料用米、そういったところに助成を出したり、村でも助成も出しておりますので、そういった中で生産調整をしながら、価格下落にならないような方策、方向性を持った中で進めていくというのがまず一つでございます。あとは、品質を上げるといったところに関しましては、米・食味コンクール、天栄村でも開催をしまして、今度は全体の底上げに持っていきたいというような思いで、食味値、味度値、あとはそのほかタンパクとかアミロースとかという部分がありますから、それが幾つというような基準を決めて、それは天栄米というような見方でやるとか、天栄米栽培研究会、あとは認定農業者会の皆様方と意見交換をしながら、そういった取り組みをして参りたいと。

また、村外におきましては、醤油とか味噌とか、お酒もそうなんですが、発酵食品の加工をしている事業者さんがございます。そういったところにも納められるような農業施策を進めて参れば、当然町産地消もなる。そして、これだけのやっぱり宿泊施設もあるものですから、こちらにもお互いに利活用をしていただけるような、私もこれまで宿泊施設等々に天栄の美味しいお米、ネギとかヤーコンとかブランド化したものがありますから、そういったものをやっぱり活用していただきたいということできましたので、地元で消費して初めてブランド化が図れるものですから、今その他にもやっているミニトマト、あとはあく抜きもしなくて食べられる、これは高齢者向けのワラビの栽培とか、まだまだ天栄村の中で栽培できるものもございますので、そういったところにしっかりと努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） どうしても農業者の立場に立った側として、予算編成について伺いたいと思うんですが、今年度までは放射能抑制策のかりが無料で農家に配られておりました。たしか来年度からはこれをやめるというか、県・国のほうからのそういう補助金のあれもあるでしょうが、これを行わないということになりますと、それにかわる、この農家に対して、どう言ったらいいかあれなんです、田んぼからいい米をつくれるような対応策を考えた予算を上げる、今までのかりに代わるようなことで。

だから、そういうような何かいい方策を考えていけば伺いたいんですが、ぜひそういうような方向に持っていつてもらって、農家の底上げを図っていただく、天栄米の底上げを図っていただくというような方策を考えていただきたいと思うんですが、その点はどのようにか、産業課あたりで考えていけば、お伺いしたと思うんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

放射性物質の吸収抑制対策として実施をしておりますカリの配布でございますが、県の予算で来年度も実施するかどうかというのは、現時点では未定でございます。仮に事業がなくなった場合の代替策ということでございますが、そうした状況が判明した時点で、何らかの方策を考えていくというふうにして参りたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 私が聞いたのは、ちょっと言い方が悪かったのかな、放射能吸収抑制策にかわる予算を別なほうに丸々充当してくださいということももちろん含んでいますが、それでなくて、稲作農家のやはりよい米づくり、天栄米の底を上げるために予算の編成に加えていただくような考えはないかということを知りたいんですけど。この点、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

米全体の底上げにつきましては、先ほど村長から答弁がありましたとおり、きちんとした基準を定めるための装置の導入ですとか、そういった点で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） まだまだ予算については具体的な内容の詰めまでいっていないようですので、なかなか答えが出ないかと思いますが、ぜひ農家に対する予算策定において、真摯に考えていただきたいと思います。

それで、今まで国のほうからいただいた復興予算、これは終わったんですか、それともなくなりましたか、これからまたあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今現在のところ、なくなったというふうな話、まだ来ておりませんで、今確認しているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、まだ確定的な復興予算についても先の見通しがわからないと言いますと、本年度の、28年度の村の当初予算の総額より29年度は何%くらい減るというような予想も立てられないですか。立てられましたらば、地方交付税も減る、復興予算もなくなるというようなことで、見込みとしてどのくらいやはり減額になるというような予算がわかりましたらば、お答え願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今年度当初予算で53億5,000万円ほどでございました。この中には除染等の事業費も入っておりまして、それを除くと37億ほどになります。除染等の費用を除きますと、37億からこれまで40億ぐらいの間で推移しておりますので、大体そのぐらいになるのかなというふうな感じで現在では考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この予算についての質問は、いろいろ聞いても、なかなか村としてもまだ策定の半ばまでも行かない入り口だと思いますので、はっきりした答弁はいただけないかと思いますが、とにかく村の振興発展につながる重要な事柄でございますので、村としてもいろいろと考えがあると思いますが、よろしくお願いを申し上げまして、1番目の質問はこれで終わって、2番目に入りたいと思います。

ユニバーサルデザインによるエレベーター設置をということで聞きたいと思います。

9月議会において、バリアフリーの観点から、役場庁舎にエレベーターの設置をという一般質問をいたしました。議会広報を見た村民の人たちより、なぜエレベーターができないのか、この設置には私は大賛成ですという声が多く寄せられました。

そこで、再度質問をしたいと思います。

現代社会は、高齢者や体に障害のある弱者も、そして健常者も平等に生活し、サービスを受けられる良好な時代であると思います。こんなとき、役場庁舎で誰でも不自由なく利用でき、高い利便性とサービスを受けられるエレベーターの設置はぜひ必要と思われるので、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

役場庁舎で誰でも不自由なく利用でき、高利便性とサービスを受けられるエレベーターの設置はぜひ必要と思われるのご質問ですが、確かにあれば便利ではあると思います。9月定例会の中でも答弁をいたしました。私も村長に就任後、エレベーターを設置し、利便性を図れないかと思いましたが、専門的な方に相談をしたところ、構造的に厳しいですねとの話でございました。

9月定例会で議員からご質問があり、設計事務所の方にも具体的にいろいろと話を伺って参りました。現在の庁舎に新たにエレベーターを設置する場合、建築基準法に基づくエレベーター建築に係る耐震性や構造計算のほかに、既に庁舎の耐震補強を行っていますが、エレ

ベーターを設置するための工事を行うことによる現在の庁舎の耐震性の再度の確認や工事、地震以外に係る風圧、積雪、長期荷重等についての構造計算及び対応も必要になります。

このようなことから、エレベーターの設置よりも高齢者や体に障害のある方には職員が動くことにより対応して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この問題については、9月議会において私が一般質問で質問をいたしました。今回もまた質問をするということで、ちょっとしつこいんじゃないかと思われませんが、ぜひこの問題について、議会広報を見たやはり住民からそういう、私が先ほど言ったような意見が多々ございましたので、ぜひもう一度村の考えを聞いて、何とか設置できることはないのかというような考えのもとに今度質問をしたわけでございますので、その点はどうぞご容赦願いたいと思います。

それで、やはりそういう村民方々の声でありますと、この庁舎は、前回も私が申しましたとおり3階建てなんです。それで、住民の方も、階段しかないから階段を上がるしかない。エレベーターがあれば、それはエレベーターは利用したい。当然です、誰でも。

ですから、何とか村でもその気になって、身障者や高齢者の方ばかりでなくて、ユニバーサルデザインに基づいた村民誰でもが利用できて利便性が高まるというようなもとに、これは何とかできないものか。そういう、先ほどの答弁ですと耐震性云々、それから風向きがどうのこうのというようなことがございましたけれども、それでも何とか少しの可能性でもあるならばもう少し調査検討してみたい、してみましようというような気にはならないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

役場に来られる来庁者が2階、3階にどうしても用事があって来たいんだという方が多くいるのであれば、そのような対応も考えてみたいと思うんですが、ただ、今言ったように、いろいろ構造上なかなか厳しいところがありますので、今のところは職員が下まで出向いたり、どうしても2階、3階に上がりたいという方がいらっしゃれば、出向いて職員で対応しながら、その方を担ぎ上げるというような方法を取りながら進めていくというようなことで今のところ考えておりますので、今後技術が進みまして、こういったところに簡単にエレベーターも設置できますよというようなことであれば、村民の利便性も考えて検討して参りたいなということは考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 前回の議会での質問をしたわけですが、そのときにやはり今回と同じような答弁をいただきました。用がある人がやはり上に上がってこられない場合

には、例えば2階のほうの課の用事で上に上がれないんだという場合は、その課の担当課が下に出向いて村民の方に対応するというようなことが言われました。

それで、前回の私の質問に対するこういうふうな答弁をもらったんだと、村側からというような話もしました。したれば、上に用があるのに、その人に用があるからといって、これ私が体が悪くて上がれないときに、誰が上に行って誰か来てくださいと言うんだと、それまで一々やらなくちゃならないのかというふうにやっぱり言われました。

ですから、今村長が言われましたとおり、要件がある課の職員が下において行って対応しあげますよというの、それもいいでしょう、それはそれで。でも、そればかりで今の時代はやはりいいのかなというような気もします。そうしますと、やはり村民が、誰もが一番利用しやすく、弱者でなくても、健常者であって、お年寄りから子供まで誰でも利用できて上がれるというような利便性を考えたら、やはりエレベーターの設置は最善策ではないかと思えます。

それで、これは参考にして聞いていただきたいんですが、先月10月に私ども、埼玉県の大宮の西のほうだと思いますが、伊奈町に議会運営委員の研修に行って参りました。そのときに、その庁舎で研修を受けたわけですが、やはり私どもの庁舎と同じく3階建てでございました。そこで、エレベーターがあったんです。エレベーターを利用させてもらって、3階の部屋で研修を受けさせてもらったんですが、そのときに、やはり非常に興味があったものですから聞いたわけですが、そういたしましたら、やはりその本庁舎は昭和58年に建てて、エレベーターは平成9年、約十四年か十五年くらい後なんです。後づけでやったんですかと言ったら、そうですと。

と言いますのは、理由は、やはりバリアフリー化と。その時代ですから、平成10年頃だから、それほど健常者まで利用するまでは考えていなかったんだかわかりませんが、やはりバリアフリーの観点から設置しましたというような話でございまして、研修に行きました議員さん方も当然質問で聞いたものですからわかっています。

ですから、ほかの自治体が同じようにやったからできるでしょうとは言いませんけれども、参考で聞いていただきたいんですが、やはりそういう事例もあるんです。後から、15年くらい過ぎてから、やはり役場の中にエレベーターを設置したというようなこともあります。当然、自治体によって事情も違いますし、それから時代背景も違うと思えます。これは平成9年ですから震災の前です。こちらは震災後で耐震の調査なんかやらなくちゃならない時代背景そのものも違いますけれども、やはりそういうふうな事例もございますので、何とか考えて、調査研究をしていただけないかというように思っています。もう一度お聞きしたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

エレベーターが設置可能かどうか、あとは費用がどの程度かかるのかというような中では、この耐震補強工事をやった中で、その前であればそういったこともいろいろ加味してできるのかと思うんですが、前にも全く何も進めていない、聞いていないわけじゃないんです。専門の設計事務所にも聞いて、もう聞いた段階で構造計算、その他いろいろ大変厳しいですよと、本当にやるんですかというようなお話もいただきました。

そういった中で、今後のそれだけ2階、3階に来たいという村民の声が多く寄せられて、実際本当に要るんだというような部分であれば、それはやっぱり必要なものはやらなくちゃならない、そういう考えでございますが、できるだけ職員が下まで行って対応できる部分であれば、1階の窓口も今すごく丁寧に対応しております。2階につないだり、2階から総務課の職員が行ったりというような対応もしております。

小さなお子さんのチャイルドシートの助成というのは総務課でやっておりますが、赤ちゃんを抱えた中で2階に上がってくるといことは大変なものですから、1階の窓口で連絡をしてもらって担当者が行ったり、あとは放射性物質の検出検査についても、1階の窓口まで産業課の職員が対応したりというようなことでやっておりますので、できるだけ村としましては、職員で対応して参りたいというようなことで、今後どれだけの必要性、要望があるのかというようなことも視野に入れながら検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 一番は、私がやはり言いたいのは、障害のある方、それから現代社会においては、長生きしてどうしても高齢化が進みます。我が村でも高齢化率が30%になったというようなこの間報道がされました。いかに高齢になって高齢者の方が増えるか。これから30%ぐらい、どんどん、今では3人に1人と言いますが、そのうちもっともっと上がると思います。そういう方がどうしても役場に用を足しにくるというような時代になるのは見え見えだと思しますので、この点については、もう少しやはり前向きに調査したり研究をしたりして、何とかできるような範囲に持っていくようにお願いしたいと思います。

この伊奈町では、体に障害のある車椅子の方を議会の事務局で事務方で雇っておりました。ですから、そういうこともできるんです。可能なんです。ですから、これからはやはり村民の方にそういうようなサービスを加えてやるということのも思いやりだと思います、住民に対する。

ですから、決してこれからも、今日ここできっぱりと私の質問に対して拒否反応して、絶対これはだめですよということではなくて、調査研究して何とかできるような、先の見通しが

あるような方策を考えていきたいと思いますという最後の答弁がいただければ幸いですと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私は全くだめだという話はしていませんので、そういったニーズに応えるような部分であれば、そこはやっぱり前向きに検討していきたいというようなことをご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 以上で、私の2つの事項についての質問は終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君の一般質問は以上で終了します。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時48分)

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成28年12月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年12月8日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 議案第 1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克彦	君	6番	揚 妻 一男	君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜八	君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和吉	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君

参事兼 建設課長	佐藤市郎君	参事兼 管理計者	伊藤栄一君
湯支所本 長	星裕治君	天保育所 栄長	兼子弘幸君
学校教育 課長	櫻井幸治君	生涯学習 課長	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	蕪木利弘	書記	小山ちえみ
書記	星千尋		

◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事はお手元に配布いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎一般質問

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、一般質問から開始いたします。
-

◇ 小 山 克 彦 君

- 議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。
5番、小山克彦君。

〔5番 小山克彦君質問席登壇〕

- 5番（小山克彦君） おはようございます。

天栄村会議規則第61条第2項により一般質問を行います。

まず最初に、固定資産税滞納対策についてということで、去る9月定例会議会の決算認定の中で税収について報告されましたが、中に多額の税滞納があり、特に固定資産税では約1億円という額でありました。滞納の額の推移、固定資産税、その他項目別に5年間を示していただくとともに、これらの解消に向け今後どのように取り組んでいくのか、方針や工程について具体的な内容を伺います。

- 議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

お答えいたします。

1番目の固定資産税滞納対策についてであります。固定資産税の過去5年間の滞納額の推移としましては、平成27年度決算時で9,947万7,885円、5年前の平成23年度決算時で1億4,516万6,934円となっており、4,569万円ほど滞納額が減少しております。また、他の代表

的な税目につきましては、平成27年度決算時と5年前の平成23年度決算時を比較しますと、住民税の個人分で436万2,812円と滞納額が増額しておりますが、今年度においては平成27年度決算時の滞納額の約50%の解消を図っております。また、軽自動車税につきましては3万1,004円ほど減少しており、国保税につきましては89万421円減少しております。

なお、滞納解消に向けた対策としましては、督促状、催告書を初め、納税相談や訪問など、納税交渉を行っております。また、同時に資産調査等を行い、滞納が解消されない場合においては、遅滞なく厳正な滞納処分を執行することとしております。また、全職員体制による村税等特別滞納整理対策としまして、滞納者宅への臨戸訪問徴収を行っているところであります。

なお、新規の滞納者を防止するため、督促状及び催告書の早期送付と早期の納税相談を実施するとともに、滞納が解消されない場合においては、給与並びに資産等の調査を行い、厳正な滞納処分を執行することとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、村長の答弁をお伺いしましたが、23年、27年比較されまして、滞納額が減っているということで、住民税以外は減っているということで、税務課の職員の皆さん、それから全職員の皆さんの徴税の努力がうかがわれるというふうに思っております。

私が今回、特に質問したいのは、固定資産税の滞納の中で特に大きな足かせとなっている、これからも大変困難さを増すと思われまますいわゆる宙に浮いた固定資産税、これは私がちょっと名づけたんですけれども、固定資産税の課税対象者や滞納者が行方不明になったり、死亡した後の後継者がいない、また経済が不安定な中で子供や縁者がいても資産の相続を放棄したりとか、さらに転売や倒産などで所有者が全くわからなく、行方不明になっていると、税金の請求ができなくなっているというような、そういった宙に浮いた固定資産税、これを今後どうするかということについて、ちょっと考えてみたいなというふうに思っております。

その前に、現在の役場の税務課の徴税体制と固定資産税の現状について、若干の質問をしたいと思っております。

まず、税務課の職員の中で徴税の専門、行っている職員というのは置いているのかどうか、伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

ただいま税務課職員は7名おりまして、うち2名が収税係ということで収税のほうを担当しております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） その2名の収税係ということで、その方は収税の専門職、それだけしか行っていないのですか、それともほかの業務と合わせて行っているのかということと、それから先ほど村長の答弁のほうで、10月に全職員による特別滞納整理対策会議を開いて、臨戸訪問を行って徴税整理を行っているというふうなお話がありましたが、そのほかに月々とか、毎週、週とかそういう中での課内での徴税期間とか、特別な強化期間とか、そのほかの全庁での月間別の徴税対策とかがあっていうふうなことは、どんなことをやっておられるか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

ただいま2名の収税担当がおりまして、うち1名は管理職でありまして、こちらは課税、さらに国土調査、収税というふうな形で3業務を行っているような状況でございます。専門的に収税担当しておりますのは1名となっております。

滞納対策に向けた徴収というふうな形のご質問でございますが、こちらは先ほど村長の答弁にもございましたとおり、村税等特別滞納整理対策としまして、年2回ほど全職員で対応しております。また、国保税などの納税相談など、こういったものを4回ほど、こちら収税担当の者が対応して実施しているところです。そのほかにつきましては、随時電話催告、または訪問など、そういったものを行いながら収税に努めているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

それでは、税務の予算、毎年あると思うんですが、その中で徴税のための予算、それが決まっているのか、それとも臨機応変に、税の予算の中から臨機応変にやっているのかということで、大体その徴税のための旅費や、あと調査の予算とか、そういうものを総額で大体年間どのぐらい予算として出ているのか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

税務予算のうち徴税のための予算は幾らかというご質問でございますが、現在、予算のうち税務システム、こういったものを除く予算としまして旅費、需用費、それからコンビニ納付などの手数料など、こういったものの費用としまして総額で約150万程度となっております。また、そのほか調査に係る郵送料、こういったものは全庁的な中での予算の中から支出しているということもございますので、こちらについてはちょっと今のところ把握はしておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 税が滞納されていて、それが繰り越されている中で、最終的な処理として不納欠損があります。手続がありますが、この不納欠損について、過去の額を年度別にわかれば示していただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

年度別の不納欠損額ということでございますので、固定資産税でよろしいでしょうか。

〔「はい、固定資産税でいいです」の声あり〕

○税務課長（内山晴路君） 5年ぐらいでよろしいですか。

平成23年度が345万7,588円でございます。平成24年度、154万8,780円でございます。平成25年度、30万1,720円。平成26年度、113万8,798円。平成27年度、24万9,549円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この不納欠損についてであります。この不納欠損処理を行えば、これは固定資産税もほかの税も含めて滞納率というのはおのずと少なくなる。見かけ上は収税率が上がるというようなことになりましたが、そういう解釈で間違いはないですね、今私が言った収税率は上がって滞納率は下がるというのは。どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、解消されれば滞納率のほうは下がるものと思われま。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、文言の考え方だと思うんですけども、収税率というのは、要は不納欠損処理したのが除外されますから当然上がると思うんですけども、でいいんですよね。これ確認なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

収税率の考え方ですが、先ほど言われましたように不納欠損額を差し引いた場合の考え方と、不納欠損額を含んでいる考え方というふうな考え方でございますが、こちらについては通常不納欠損額も含んだ形で未収額というふうな形になりますので、そちらのほうでの収税率というふうにご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） もう一つ確認なんですけれども、この不納欠損、毎年、少ないときは24万、多いときで300万等々あるんですけれども、この不納欠損の処理の規定について、ちょっと詳しく、どういうふうな形、どういう状態であって、どういうふうな形だったら、どういうふうな手続を踏んで不納欠損処理をするのかというのを、ちょっと具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

不納欠損する場合の処理の方法ということでお答えいたします。

基本的には9月の議会でもちょっと申し上げましたが、処分停止ということで財産がない場合ですとか、所在が不明でありますとか、または相続人がいない、そういったケース、生活困窮、そういったケースが想定されます。こういった場合、所在と実態、資産等の調査を含めまして、そういったものを確認をとった上で処分停止を行いまして、通常であれば3年経過後不納欠損というふうな手続をとらせていただいております。内容としましては、先ほど申し上げましたが、所在不明であるとか、相続放棄であるとか、会社等の破産、倒産、こういったものも含まれるかと思われまます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 3年の経過後に不納欠損の処理を行うということでしたが、そのとき庁内で審査とか、そういうものというのはどういう形で行われるのかということと、その場合、例えば県とかの指導を仰ぐのかどうかということをお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

不納欠損に当たりまして、まず処分停止という手続を行います。こちらについては先ほど申し上げましたとおり実態調査、そういったものを踏まえまして、税法に基づいて決裁を受けるというふうな形になります。こちらにつきましては3年継続というふうな形でございますので、3年間こちら調査を実施いたします。最終的に3年経った時点で不納欠損というふうな形で、こちらも決裁するような状況になっておりますので、こちらの審査に当たりましては、課内の中で協議して決裁を受けているというふうな状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 不納欠損処理が行われた、3年経過後にそういう手続を踏んで行われたということで、その処理をして行った後に復活と言ったらおかしいのかな、どういうふうな表現していいかわからないんですけれども、何か変わった事態が起こった、例えば所在不

明の人が出てきたとか、そういうことがあった場合にはどうなるのか。その期間というのは10年経ってもいいのか、20年経ってもいいのか、5年ぐらいなのか。その復活についてはあり得るのか、またその期間というのはどうなのか、お聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

復活はあり得るのかというふうなご質問だったかと思いますが、税法上に基づく処分停止という形で処理をしたものに関しましては、基本的には復活という部分はないかと思われまします。不納欠損の場合、通常……失礼しました。期間に関しましては、一応全体的な時効というふうなことで5年というふうな地方税法の中での規定がございますので、全体としましては5年を経過というふうな形になります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） すみません、勉強不足で申しわけないんですけども、今、処分停止という言葉出ましたよね。処分停止とはどういうことなのか、ちょっと説明していただけますか。処分停止とってというのは、もう復活はないというふうに今おっしゃいましたよね。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。ちょっと解釈を間違っていたかと思えます。

処分停止につきましては、復活というふうな形ではあり得ます。といいますのは……

〔「まず処分停止とはどういうものなのか説明して」の声あり〕

○税務課長（内山晴路君） 失礼しました。

処分停止につきましては、税法上の規定によりまして、先ほど申し上げました生活困窮者、所在不明者、その他倒産、相続放棄、そういったもろもろの部分を踏まえまして、財産がないというふうな形での判断で、処分停止というふうなことを行っております。こちらにつきましては3年継続というふうな形になりますので、毎年同じような資産の調査、相続人の調査、そういったことを繰り返しまして、3年間これを継続というふうな形になります。この場合に、例えば2年後に相続人、相続人があらわれるというのはなかなかないんですが、例えば生活困窮していた者が所得が増えた、そういった場合には処分停止の要件を欠くというふうなことになりますので、復活というふうなことになってくるかと思えます。

先ほど申し上げました時効については絶対的な要件でございますので、5年というふうな期間制限がございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

処分停止というのは3年間の猶予というような形で、その期間内にきちんと調査をして、無理だろうということであれば不納欠損の処理を行うということで、その後5年間の時効というのもあるということですね。わかりました。ということは5年前の、今までの不納欠損処理の中で復活したケースというのがありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

私の記憶では復活したケースはないかと思われます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

ということで、9月定例会の決算審議の中で、現年課税に対しての不納欠損処理を行ったという事例がありましたよね。それというのはちょっと早計過ぎたんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、それに対する、終わってしまったんで詳しくは審議しませんが、それに対して私はちょっと早いんじゃないかなというふうに思ったんですが、課長の見解はどうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

9月の決算で承認をいただきました事案に関しましては、まず相続人がいない、資産がないというふうな状況でございますので、こちらについてはこれから先についても収入の、納税の見込みがないというふうなことで判断しましたので、現年欠損というふうな形をとらせていただきました。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

それでは、今、お話にあった相続人がわからない、所在不明で請求できないという、いわゆる宙に浮いた固定資産税であります。今、天栄村の宙に浮いた固定資産税、いわゆるそういう税というのは、約、大体でいいです、どのぐらいありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

まず、先ほど申されました宙に浮いた税というふうなことでございますので、私どもの解

積としましては、内容的には相続を放棄された方、所在不明な方、会社が倒産して清算に至らず見通しが立っていないもの、そういったもの全てを含めまして、正確な数字、今のところ把握してはおりませんが、およそ30件程度になるかと思えます。また、金額としましては約300万程度というふうに理解しております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、約30件、300万程度というふうなお話がありました。これからは多分いろいろな、経済的な理由で相続放棄とか、経済困難によって倒産するとか、この宙に浮いた税というのは多分増えてくるのではないかなというふうな予測が立ちます。こういうふうな、例えば納税義務者が死亡して相続放棄されたというような場合に、村としても徴税しないわけにはいかない、できるだけ徴税の方向にいろいろな方法を使って、手順を使ってやられるわけですけれども、その手順というか、亡くなった場合に、これはいろいろケース・バイ・ケースあると思うんですけれども、大体大まかな手順というのは、亡くなった、それで相続放棄された、その後、村として税を確保するためにどういうふうな手順を踏んでいくのかというのを、ケース・バイ・ケースでいいですから説明願えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

現状としまして、このように課税していた固定資産税の納税義務者等が死亡した、または相続人調査をしてもなかなか見つからない、また会社が倒産して清算までには至っていないが登記上はそのままになっているというような状況、こういったものが今のところ宙に浮いた状態の税というふうな形になっております。

こういった場合には、基本的には今の課税物件に対しての所有者がいないというふうなことになってしまいますので、現状としましては賦課徴収ができないような状態になっております。こういったものに関しましては、民法上の規定では基本的に相続財産保持というふうな形で相続財産管理人を定めて、その財産を管理・処分、そういった手続を踏むというふうな形になっております。そういった手順を踏みまして、所有権が移転されれば新しく賦課徴収できるのではないかというふうには考えております。

ただ、こういったケースの場合ですと、そういった相続財産が費用対効果ですか、実際の物件に対しての価値であるとか費用対効果、そういったものを踏まえて、将来的にこれは回収可能なのかどうかというふうなところを見ます。これに伴いまして、その申し立てに関しましては、裁判上の手続の費用ということで、例えば矢吹町さんの例を挙げますと、1件当たり、弁護士さんをお願いしているようなんですが、五、六十万程度かかるというふうな状況でございます。また、その物件の場合ですと不動産鑑定、こういったものを実施しまして

処理するというので、別途またその評価に対して費用がかかるというふうな状況でございますので、そういった部分を加味しながら判断していきたいというふうには考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今お話を聞いてちょっと、ああそうなのかという驚きがありました。というのは、多分税金も、今、費用対効果というふうな話がありましたが、その滞納税を取るために60万、不動産鑑定を行えばプラス30万とかというお金をかけてまで1万とか2万の税を取るのかという、非常に悩ましい実態があるんだなと改めてわかりました。

前にバブルのころ、天栄村の羽鳥湖高原では別荘地がかなり売られていました。バブル崩壊後、多分羽鳥地区の別荘地というのは、いろいろな事情で滞納処分というのがかなり困難を極めているのかなというふうに思いますが、多分遠方の人が多いと思いますが、現在遠方のほうの徴税というのはどのように行っていますか。費用対効果で全くやっていないのか、それともちょっとはやっているのか、それはどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

遠方地の方ということで、別荘地の方が多いかと思っておりますので、まず生存している方、こういった方々の納税義務者がはっきりしているというような方につきましては、年に二、三回程度訪問もしくは預金の差し押さえ、そういった取り組みを行っております。通常では電話催告なり、催告書、そういったものの送付というふうな形で取り扱っているような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の、例えば羽鳥の別荘地の税滞納というのには、先ほどの30件300万というのも入っているんですね、わかりました。

先ほど課長がおっしゃられました費用対効果の点で、なかなか徴税対策、そういう遠方とか宙に浮いた税の徴税対策というのは難しいんだというお話がありましたが、ただ、税負担の公平性や税政への信頼性から考えれば、正当な理由がなく税を免れてしまうというようなことを放置するというのは、自治体としてはあってはならないというのが原則だというふうに思っております。

ただ、今の費用対効果を考えるとなかなか難しいという面がありますが、そこで村長にお伺いしたいんですけれども、我々議会で2年前ですか、四国の高知県黒潮町に、滞納税の整理の面で郡単位かもっと大きい単位だと思いますが、整理組合みたいなのをつくって徴税対策を行っているというような事例がありました。今後、そういった大変難しい徴税対策のためにどのような考えをしているのか、どんなことをしなくちゃいけないのかというような考

えがありましたらお聞かせ願いたいと。例えば県との連携をうまくとってやるとか、民間を使うとか、その点ではどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

税の公平性から考えまして、今ほど別荘地の方で遠方地の方というようなことで、これも職員が年に2回まとめて上京しながら、大体首都圏の方が多いものですから、そこに行って、1日、2日かけて各銀行を回って差し押さえ等々を行いながら、徴収に当たっているというような状況でございます。

どうしても困難な場合、これは当然顧問弁護士がおりますので、弁護士と相談しながら対応してきておりますので、今後さらにますます困難な場合が増えるような場合には、この岩瀬地方3市町村がございまして、そういったところで意見交換しながら、きちっとした捉え方、今、大きな市ですと外部委託であるとか、あとは警察のOBであるとか、そういう方も雇ったりして対応しているというような話も聞いておりますので、今後はそういったことが発生するようなことがあればそのような対応も、広域連携の中で私から提案しながら進めていかなければならないのかなというような思いでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

一村だけではなかなか解決できない、経費の面でも大変だということになってきますと、やはりどうしても広域的に連携しなくちゃいけないというようなことがあると思いますので、今度ともぜひそういったことで徴税対策を進めていただきたいと思いますが、やはり村内、村の税務課としても今、体制7名でしたよね、徴税の係が2名、1名が専門ということですが、やはり遠方とは限らなくても徴税のための経費及びマンパワーの増員みたいなことは、やはりきちっと考えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、先週でしたか、栃木県那須町で固定資産税の徴収に誤りがあったというニュースが出てきました。これに対してその内容というのはどういうふうな内容であったのか、ちょっとフライングの質問ですけれども、課長、わかる範囲内でいいですから。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） すみません、議員ご質問の内容でございますが、ちょっと私のほうで理解しておりませんでしたので、大変申し訳ございません。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） すみません、通告になかったんですが、でも固定資産税の質問をするわけですから、その辺はちょっと調べておいてもよかったのかなというふうに思いますが、天栄村ではそういった課税の誤りとかはないと思いますが、ないですね。確認です。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） お答えいたします。

天栄村ではないのかというふうなことでございますが、今そういった誤りのないように努めておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。ぜひ誤りのないようお願いしたいと思います。

以上で固定資産税及び滞納対策についての質問は終わります。

続いて、退職職員の再任用についてということで、現在、役場は団塊の世代の幹部職員が退職することによって大幅な世代交代が進んでおります。また、各課には多くの臨時職員が雇用されております。これに加え、経験豊かな職員OBを活用していくことも事業の継続、推進、充実に大変必要ではないかというふうに思いますが、村長はその点についてどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 退職職員の再任用についてお答えいたします。

経験豊かな職員OBを再任用職員として雇用することは、これまで培ってきた豊富な行政経験を今後とも村政の発展のために役立てていただけることから、非常に有効であると考えております。また、再任用職員の存在が若手職員の指導や後輩へのサポートなど、人材育成の面でも効果的であり、住民サービスの質の向上が期待できます。今後は退職される職員に再任用制度について説明を行い、本人の希望や事情を踏まえ、勤務実績及び知識、経験、さらには面接の実施結果などを総合的に考慮した上で、再任用職員を決定して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この再任用について、天栄村では平成12年12月に職員の再任用に関する条例を制定しておりますが、この条例の内容について簡単に説明いただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

平成12年に、今ご質問のとおり職員の再任用に関する条例を制定しております。内容とい
たしましては、退職した職員の希望等を伺いまして、これまでの経験を培って新たな職務、
これまでと同じ職務の場合もありますし、あと村でどういうふうな仕事があるということで、
そういうふうなところの調整等を行いながら再任用を図っていくというふうなものでござい
ます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この平成12年の条例というのは、今の説明はこういうふうな制度です
よというふうな話でしたが、何のためにその条例を制定したのかということについてはどう
でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

従来は退職後、年金支給がすぐ受給することもできましたが、段階的に年金支給、年金を
受給する年齢が上がって参りますので、その間再任用という形で勤めていただくというふう
なものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今のその話なんですけれども、平成25年に定年退職となる職員から年
金支給を段階的に65歳に引き上げることに伴い、任命権者は平成25年度以降に定年退職する
職員が再任用を希望する場合には、年金支給が受けられるまでの間、再任用をするものとの
方針が3月に国の内閣の閣議決定されたというふうなことがありましたが、これは平成25年
ですけれども、村の平成12年の条例制定と考え方というのは一致しているんだというふう
に思いますが、一致しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

内容としては一致しているものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 平成12年に村では同じ目的のために条例を定め、内閣では平成25年、
13年も前に天栄村ではそういう条例を定めて、退職職員の年金がもらえるまでの間の職とい
うことで、こういう条例を定めておったんですが、今までに外郭団体を除いて村の中で再任
用、職員を再任用した事例というのは、平成12年前でも構いませんが、あったのか、あれば
何件ぐらいあったのか、お聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

この再任用職員として採用された事例はこれまでございません。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 須賀川市や鏡石町、そのほか近隣の市町村での再任用の実態というの
は把握していますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

須賀川市、鏡石町とも今年度は再任用の職員を採用されていると聞いております。須賀川
市の場合、ちょっと人数は確認していないんですが、鏡石町さんでも二、三人ということで
ちょっと聞いております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 須賀川市では実数はわからないが再任用されている、鏡石でも二、三
人再任用されている。天栄村では先ほどの話でも平成12年に条例を定めて、平成25年にも内
閣でそういった条例が定められているにもかかわらず、今まで採用ゼロということでしたが、
今までにその退職職員に対する再任用の、例えば先ほども説明をしなくちゃならないとか、
そういう条件の整備とかというふうな話がありましたが、今までにそういうことを、どうい
うふうなことを再任用するために行ってきたのか。または全然そういうことは行ってこなか
ったのか。なぜ天栄村は今まで再任用がゼロだったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

今ほど総務課長からお答えありましたが、鏡石につきましても12年で条例制定はしており
ます。須賀川市も同様でありまして、鏡石が実行に移したのが27年度、27年度で3名だとい
うのがスタートらしいんですね。28年度についても予定はあるんだというような話は聞いて
おります。須賀川市についてもここ1年、2年というふうな情報も聞いておりまして、天栄
村についても平成13年にその条例制定をした際に、いわゆる職員に対しての説明は行ったと
いうような、私ちょっと記憶を戻せば、そんなこともしてきたのかなというふうなことで、
実質任用がなかったというふうなことではございますが、今後につきましてはそういった年
金の関係もございまして、そういったものを積極的に取り入れていきたいなど、こういうふ
うに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、副村長のお話で鏡石、須賀川とも27年、須賀川市は26年かどうか分からないですけれども、再任用職員が出てきたということで、これは多分25年の内閣の閣議決定を受けてということですが、天栄村は別に須賀川市、鏡石のまねしなくても12年に条例ができていたわけですから、そういったモーションというのがやっぱりなかったというのは、ちょっとまずかったのかなと。毎年やっぱり退職職員に対するそういった説明なりは、やっぱり行うべきではなかったのかなというふうに思っております。

今、副村長のお話では、今後新たに退職する職員に対してそういった説明等々を行っていくというお話ですので、村長もそれに同じと考えてよろしいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然、同じ考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） その再任用実施に向けて、もちろんいろいろこれからモーションを起こして、効率よくやっていただきたいと思うのですが、その再任用に向けての今後の実施に向けた課題というのはどんなものがあるのでしょうか。わかる範囲内でお答えしていただければ。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

実施に対しての課題というようなことでございますが、再任用職員といえども職員定数に入ってくるものですから、例えば大勢の方が、10名なり一気に退職されて、その10名とも任用するという話になっちゃいますと、新採用がなかなかできないというふうなことも、そういった懸念もあるのかなというようなことから、慎重に退職される職員の実績と、それからその個人の環境等を十分考えながら検討して参りたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

以上で退職職員の再任用についての質問を終わります、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君の一般質問は終了します。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

暫時休議いたします。11時10分まで休みます。

（午前10時58分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第 2、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

諮問を事務局長に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） 諮問を朗読申し上げます。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6
条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 28 年 12 月 7 日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 天栄村大字飯豊字宮ノ下 60 番地

氏 名 小 針 光 治

生年月日 昭和 23 年 10 月 11 日生

住 所 天栄村大字上松本字竹ノ内東 1 番地

氏 名 森 ヨウ子

生年月日 昭和 25 年 3 月 30 日生。

○議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権の擁護と自由人権思想の普及高揚に努めることを目的
に市町村に置かれており、法務大臣から委嘱されます。委嘱に当たっては人権擁護委員法の
規定により、市町村長が議会の意見を聞いた上で、委員候補者を法務大臣に推薦すること
になっております。本村では委員として 3 名の方が委嘱されております。そのうち、吉成千加
子さんが本年 10 月 1 日付で 3 期目の委嘱をされたところではありますが、小針光治さん及び森
ヨウ子さんにおかれましては、平成 29 年 3 月 31 日をもって 3 年間の任期が満了となります。

小針さんは P T A 役員や村議会議員を務め、地域住民からの信頼が厚く、学校や地域の人
権擁護に理解と熱意を持っておられ、平成 23 年 4 月から 6 年間、積極的に人権擁護に取り組

んでおられます。また、森さんは民生委員、児童委員として職務に尽力され、地域住民からの信頼も厚く、温和で人権擁護にも深いご理解を持っておられ、平成26年から3年間、女性の立場から人権擁護に取り組んでいただいております。

こうしたことから、小針さん並びに森さんのお2人は人権擁護委員としてまさに適任者であり、引き続き委員としてご活躍いただきたく、ぜひとも委員の候補者としてご推薦したいので、議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本件について採決を行います。

本件について適格適任と認める旨答申することにご意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号について適格適任と認めると答申することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 2ページをお願いいたします。

議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

6項、平成28年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」を「100分の170」とする。

附則。

（施行期日）

1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元にお配りしております説明資料の5ページをお開き願います。

第5条の期末手当の率を改正するものでございます。

一般職、国家公務員の給与改定に準じて、特別職においても特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、議会議員の期末手当について、6月期の支給割合を「100分の150」から「100分の155」へ、12月期の支給割合を「100分の160」から「100分の165」へ改定し、年間で0.1月分の引き上げを行うものでございます。なお、平成28年12月期に支給する期末手当につきましては「100分の160」を「100分の170」とし、0.1月分の引き上げを行うものでございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は承認することにご意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

10項、平成28年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」を「100分の170」とする。

附則。

（施行期日）

1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の村長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支

給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元にお配りしております説明資料の6ページをお開きください。

第3条の期末手当の率を改正するものでございます。

ただいまご議決をいただきました議案第1号と同様、一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職においても特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、村長等の期末手当についても引き上げを行うものでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和47年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第19条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に改める。

附則第15項中「100分の0.72」を「100分の0.765」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

8ページから9ページ、10ページが別表第1でございまして、行政職の給料表でございます。このように改めるものでございます。

11ページから13ページが別表第2、医療職の給料表でございます。

14ページをご覧願います。

附則。

（施行期日等）

1項、この条例は、公布の日から施行する。

2項、この条例（第19条第2項及び附則第15項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は平成28年4月1日から、この条例（第19条第2項及び附則第15項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、同年12月1日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

3項、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定により給与の内払とみなす。

（平成28年12月期に支給する勤勉手当の特例）

4項、職員の給与に関する条例第19条第1項の規定に基づいて、職員が平成28年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の条例第19条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とし、改正後の条例附則第15項の規定の適用については、同項中「100分の0.765」とあるのは「100分の0.81」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」とする。

（村長への委任）

5項、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元にお配りしております説明資料の7ページをお開き願います。

改正の主なものは2点でございます。

1点目は第19条第2項、勤勉手当の支給割合の変更です。

55歳未満の一般職員の場合、支給割合を「100分の80」から「100分の85」へ改定し、年間で0.1月分の引き上げを行うものでございます。

2点目は給料表の改定で、1級から3級までの若年層が引き上げの対象となります。

9ページのほう、ご覧いただきたいと思えます。

右側が現行、左側が改正案でございますが、この中で1級から3級までが改正となります。1級につきましては主事、2級につきましては副主査、3級につきましては主査、主任主査でございます。月100円から700円の引き上げとなります。引き上げの時期は附則第2項によりまして、今年の4月にさかのぼっての適用となります。

ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。
どうもご苦労さまでした。

(午前11時29分)

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成28年12月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年12月9日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 4号 平成28年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 2 議案第 5号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 3 議案第 6号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算について
日程第 4 議案第 7号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第 5 議案第 8号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 6 議案第 9号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 7 議案第10号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第 8 閉会中継続審査申出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨	精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	内 山	晴 路 君

住民福祉課	森	廣	志	君	参事兼 産業課長	揚	妻	浩	之	君	
参事兼 建設課長	佐	藤	市	郎	君	参事兼 会管理計者	伊	藤	栄	一	君
湯支所本 長	星		裕	治	君	天保育所 栄長	兼	子	弘	幸	君
学校教育 課長	櫻	井	幸	治	君	生涯学習 課	小	山	富	美夫	君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事務局 長	蕪	木	利	弘	書	記	小	山	ち	えみ
書	記	星		千	尋					

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第4号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 15ページをお開き願います。

議案第4号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,081万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,187万1,000円とする。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

19ページのほうご覧願います。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億円、特別交付税の見込み額の増によるものでございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金328万円の減、こちらは矢吹西部土地改良区総代選挙及び広戸川沿岸防災溜池土地改良区総代選挙が無投票となったことによる減額でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額75万円。2節の障害者福祉費負担金の増によるものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額2,089万9,000円。こちらは2節で平成28年経済対策に伴う臨時福祉給付金給付事業の補助金の増、また、5節民生費補助金におきまして、地域介護・福祉空間整備推進交付金、次のページになりますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、この増によるものです。こちらは、仮称湯本デイサービスセンターに係るものでございます。

4目農林水産業費国庫補助金、補正額1,547万9,000円、農林水産業費補助金の増によるものでございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額37万5,000円、障害者福祉費負担金の増によるものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額25万円、児童福祉費補助金の増によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額1億366万2,000円、農業費補助金の増及び減によるもの、また、林業費補助金の増によるものでございます。あと、4節国土調査費補助金につきましては、額の確定による減でございます。

7目教育費県補助金、補正額11万2,000円の減、額の確定による減でございます。

3項委託金、2目農林水産業費委託金、補正額51万3,000円、広戸川沿岸防災ダム維持管理委託金の増でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額2,812万円、がんばれ天栄応援寄附金の増によるものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額200万円、財政調整基金からの繰り入れでございます。

4目地域福祉基金繰入金、補正額4,000万円。

21款諸収入、4項雑入、1目弁償金、補正額32万6,000円、これは上松本地区リサイクルハウス破損に伴う賠償金でございます。

2目雑入、補正額183万円、物件移転の補償及びふるさと産品の発送料でございます。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額9万2,000円、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費の補正でございますが、昨日ご議決をいただきました条例の改正分を、補正として計上したものでございます。以後も同様のものがございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5,000円の減、2節、3節、4節は同様でございますが、この中で、職員手当の中で時間外勤務手当、これは不足することにより計上をしております。あと、管理職員特別勤務手当の増額でございます。こちらは、夜間と警報発令時の待機した場合の手当になります。

次のページをご覧ください。

3目財政管理費、補正額1,634万5,000円、こちらは、がんばれ天栄応援寄附金増に伴うお礼品、また委託料の増でございます。

5目財産管理費、補正額2,812万円、がんばれ天栄応援基金積立金でございます。

6目企画費、補正額458万6,000円、12節役務費及び13節委託料につきましては、情報セキュリティ強化のための費用でございます。15節工事請負費のイントラネット光ケーブル移設工事請負費は雑入で計上したものを工事請負費で支出するものでございます。

7目支所及び出張所費、補正額17万円、2節、3節、4節は同様でございます。あと、備品購入費を計上しております。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額63万5,000円の減、2節、3節、4節は同様でございますが、委託料の中で、額の確定による減でございます。

2目賦課徴収費、補正額15万2,000円、こちらも額の確定による減でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額2万1,000円、2節、3節、4節同様のものでございます。

4項選挙費、3目広戸川沿岸防災溜池土地改良区総代選挙費、補正額182万円の減、無投票となったことによる減でございます。

4目矢吹西部土地改良区総代選挙費、補正額146万円の減、こちらも無投票となったことによる減でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額337万5,000円。2節、3節、4節、こちらは条例改正に伴うものでございます。扶助費につきましては、事業費の増によるものでございます。

2目老人福祉費、補正額7,191万6,000円。こちら主なものでございますが、13節委託料におきまして、仮称湯本デイサービスセンター改造工事監理委託料。次のページになりますが、15節工事請負費で仮称湯本デイサービスセンター改造工事請負費、18節備品購入費で、施設備品の購入でございます。

3目老人福祉施設費、補正額64万円。こちらは高齢者コミュニティーセンターの修繕工事でございます。

5目障害対策費、補正額150万円。こちらも対象者の増によるものでございます。

7目臨時福祉給付金給付事業費、補正額914万6,000円。先ほど歳入でご説明したものを、19節の交付金、また事務費に充てるものでございます。

2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、補正額33万6,000円。2節、3節、4節は条例の改正に伴うものでございます。あと工事請負費は遊具の倉庫移設工事費でございます。

4目保育所施設費、補正額53万8,000円。2節、3節、4節は条例改正に伴うものでござ

います。また燃料費、光熱費、また施設備品の購入でございます。

次のページお願いいたします。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額1万3,000円。2節、4節は条例改正に伴うものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額23万4,000円。2節、3節、4節は条例改正に伴うものでございます。

3目環境衛生費、補正額717万4,000円の減。こちらは国保特別会計の繰出金の減でございます。

7目放射能対策費、補正額8万9,000円。2節、3節、4節につきましては、条例改正に伴うものでございます。また、役務費で放射性物質測定機器の校正の手数料、また、公有財産購入費ということで、高トヤ仮置き場流末水路の用地購入費を計上しております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額37万円。こちらは、先ほど歳入で説明いたしましたリサイクルハウスの設置工事請負費でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額11万1,000円。水道事業会計への繰出金でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額53万2,000円。2節、3節、4節、条例の改正に伴うもの、また、時間外勤務手当として不足分を計上させていただいております。

3目農業振興費、補正額3,312万7,000円。この中で主なものでございますが、1節報酬の中で、株式会社設立業務の報酬、あと12節役務費の中で、次のページになりますが、各種手数料、こちらも株式会社設立に伴うものでございます。あと、13節委託料が、道の駅羽鳥湖高原トイレ新築工事の監理業務委託料。19節は、それぞれ額の確定による増減でございます。24節投資及び出資金、株式会社設立の出資金でございます。

5目農業施設費、補正額2,807万5,000円。それぞれ交付金内示額の増減に伴うものでございます。ただ19節、この中で1つ、行政区協働の里づくり交付金でございますが、7地区予定しておりましたが、10地区にふえたためにここで増額補正をしております。

6目水利施設管理費、補正額450万5,000円。こちら3節、4節は条例改正に伴うものでございます。また、施設の修繕、防災ダム事業の負担金、こちらの増によるものでございます。

7目国土調査費、補正額996万2,000円、県補助金確定による事業の見直しによるものでございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額80万円の減。こちらは不用減でございます。

10目開発センター費、補正額10万円。燃料費、水道料の補正を行うものでございます。

13目放射能対策費、補正額680万5,000円。委託料におきましては、事業費の確定及び見込

みによる増減でございます。19節につきましては確定による減でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額1億1,931万3,000円。こちら主なものでございますが、委託料で、ふくしま森林再生事業に伴います年度別計画作成業務委託料6,199万6,000円ほど。次のページになりますが、同意取得業務委託料、森林整備業務委託料等でございます。また、負担金、補助金につきましては、見込みによる増でございます。

2目林業振興費、補正額48万8,000円。2節、3節、4節それぞれ条例改正によるものでございますが、ここで時間外勤務手当、こちら不足することにより計上させていただいております。

7款商工費、1項商工費、4目地域開発費、補正額193万8,000円の減。それぞれ見込みによる減でございます。

6目放射能対策費、補正額50万円。こちら合宿誘致助成事業補助金を増額するものでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額4万4,000円。3節、4節は条例改正に伴うものでございます。

次のページをご覧ください。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、補正額220万円。こちら除雪車修繕に伴うものでございます。

2目道路新設改良費、補正額12万8,000円。2節、3節、4節、条例改正に伴うものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額69万5,000円。2節、3節、4節、条例改正に伴うものでございます。また、時間外勤務手当につきましては、不足することから計上したものでございます。また、19節一人暮らし高校生生活支援金は、1名増となったことによるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額35万8,000円の減。こちらはそれぞれ見込み及び確定による減でございます。

2目教育振興費、補正額3万5,000円。こちらは扶助費の不足分を計上するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、10万4,000円の減。こちらは見込みによる減でございます。

2目教育振興費、補正額18万7,000円の減。こちらは委託料につきましては、確定による減、負担金、補助及び交付金につきましては、不足による計上でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額16万2,000円。2節、3節、4節、条例改正に伴うものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額10万3,000円。2節、3節、4節、条例改正に伴うものでございます。

2目生涯学習費、補正額63万8,000円。備品購入費で、文化講演会で書家の金澤翔子さんに書いていただきました作品を展示するためのものでございます。

6項保健体育費、3目学校給食センター費、補正額14万8,000円。2節、3節、4節、条例改正に伴うものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費20万7,000円。

以上でございます。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 32ページの農業振興費の株式会社設立等業務報酬86万4,000円というのは、これはもう恐らく、昨日は説明を受けましたけれども、これに関してちょっと質問します。

昨日村長さんは、スキー場は黒字だと言いましたけれども、黒字というのはどういう黒字なんだか、詳しく聞きたい。例えば、普通スキー場やる場合なんかは、やっぱり一応は造成費から、あとリフト代から、あそこのハウスから、駐車場から全部ひっくるめて、それを何年間償還というのでやるんですよね。だけれども、その黒字というのは、そういうのを全部償還しての黒字なんだか。その辺を、過去10年間に対してどうなっているのか説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

取り急ぎ調べてはあったんですが、ちょっと6年分までしかさかのぼれずに……今ご質問の黒字ということでございますが、まず、指定管理料を含めた決算で黒字になっているということでございます。それから、施設整備に要した費用の減価償却は含まれておりません。指定管理の委託料を除きますと、6年分は全て赤字ということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 結局、この株式会社の今の道の駅、全部、結局は今まで振興公社でやっていたやつを株式会社にするということですよ。それに対して、村のほうで3,000万円の株というんですか、出資をして、そして株式会社にする。昨日の話では、一般公募をしてというそういう話で、また揚妻議員さんのほうでは、一般公募ではいろいろな問題が出てくるから、例えば生産者とか、あとは、天栄村にいる企業とか、あとそこに品物を入れている、そういうふうなことをやったほうがいいんじゃないと、そういう話がいろいろ出ましたけれ

ども、私が聞きたいのは、例えば今の道の駅ありますよね、道の駅。道の駅の場合は、土地も建物も全部村で買って、つくってくれてなんですよね。スキー場も同じなんですよ。ということは、道の駅の売り上げで、今のスキー場のほうを何とか運営していたんだというそういう話を聞いていたんですよね。だから、スキー場そのものは実際には赤字なんですと。今、赤字だと言いましたよね、担当課長が。だから、村長さんの昨日の黒字というのは、どういう判断で黒字と言ったんだか、答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

昨日全員協議会の中でお話をさせていただいたのは、村から指定管理料というのが入っているものですから、そのやつを入れてみた中の収支計算が黒字だということで、ご報告させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） だから、それが入っているから黒字なんです。入っていなかったら赤字なんです。

スキー場に、一般の会社がスキー場をやって、市町村から管理者なんてもらっているところ、一般のところはないんです。振興公社だから村のほうで、管理者として幾らかの金をやっているんでしょう。だからあれは黒字ではないんですよ。

だから、私が言いたいのは、前にも言ったとおりに、スキー場はある程度の見切りをつけなくちゃだめですよ。最終的には、今度スキー場が天栄村のがんになりますよって、村長さん、言ったことありますよね。例えば、年間85万円の支払いをしているわけですよね。すると今まででも、もう20年以上やっているわけですか。そうすると1,600万円ですか、ぐらいの金を払っているわけですよね、その使用料も。林野庁のほうに。例えば、あの建物ありますよね。老朽化しますよね。あと今度、今のリフトが老朽化した場合、建てかえとかしますよね。そうなったときにはどのようにするんですか。また建て直しするんですか。それとも、新しいやつをつくるんですか。答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答え申し上げます。

なかなかご返答に困るような質問ではございますが、今はリフトのほうにつきましては、年次計画を持ちながら改修をして、あと2年やれば、リフトはまたそんなに維持費がかからないで継続できると。ただ、大幅に、今議員がおっしゃったみたいに、リフトの設置がえとかいうような部分であれば、これはなかなか村単独ではちょっと厳しくなる部分はあるかと

思うんですが、設置当初は補助等があったかと思うんですが、そういったところを総合的な判断をさせていただいて、そこは検討しなければならないなというような、今の時点で私が答えられるのは、こういう答弁になってしまうんですが、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 結局、要するには、まだ判断できないということですよ。要するに、今の時点では。

例えばそうなった場合には、今度は、そのときになってもうできないからということで、廃止にする場合があるわね。その場合には、今度は現状維持に戻さなくちゃだめだという約束ですよ、林野庁に対して。あそこをきれいにリフトを取り払って、建物も取り払って、そこに植樹をして返すということでしょう。そうするとまた莫大な金がかかるでしょう。だったら、あそこを林野庁から村が買い取るということはできないんですか。または、そういうことを模索したことはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その買い取りというようなことの、まだ検討に入ったことは私の記憶の中ではないかと思うんですが、ただ今後は、さまざまなものが耐用年数を迎えると、風力発電も当然これから迎えてきます。そこも借りております。他にもこの建物等、公共施設の建物等、老朽化してきているものがありますので、こういったところを、ここ一、二年の中でこういった優先順位をつけながらそれを決めていかなければならない、そういう時期に来ているというのは私も認識しておりますので、そこをどう今度は判断していくのか、議会議員の皆様とご相談しながら進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） でもこれ、株式会社になった場合には、村から離れるんでしょう。株主にはなるかもしれないけれども、村から離れるんでしょう。株式になった場合には、今度は振興公社ではないんだから、完全に村から外れて、その株式の方々に運営してもらおうわけでしょう。そうすると議会は、今度はタッチできなくなるんじゃないの、株式になった場合には。

今、村長さんは議員の皆様と相談して今後考えていきたいというような答弁でございましたけれども、今度離れた場合には、今度はタッチできなくなるんじゃないですか、議会では。前に私、振興公社に対して質問したら、それは振興公社であるから、議会では質問はできませんと断られたことがあったんですよ。今回はたまたまこういう問題が出たから質問できますけれども。そうすると例えば、今のオートキャンプ場なりスキー場なりは老朽化してきま

すよね。そうすると建てかえますよね。そうすると、また今度、引き継いだ株式会社のほうで、どのように対応すればよろしいんですか、そうなった場合に。今、そのスキー場の問題もオートキャンプ場の問題も、どのように今度は、株式会社は対応すればよろしいんですか。その辺は、今度は株式会社の話はどのようにする考えでいるんですか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今は、振興公社が一般財団、財団法人から一般財団に移行しました。今後は、今度は株式というようなことで、もう民間に近づけるといようなことでの、法人の設立になるわけでございます。ただし、スキー場、オートキャンプ場、これは村の施設でございますので、あくまでもこの施設には指定管理者制度を設けて、村で年間の予算を組んで、そこで例えばですよ、同じようにスキー場の索道の資格とかいろいろなものを持って、同じような条件であれば、それは公募するわけなんです。今ある一般財団の振興公社、また民間でもそういう資格を持っているところがあれば公募していますから。そこが手を挙げれば、村と指定管理の制度を結んで、そこに営業をしてもらうわけです。

例えば、ホテルがあるとしますよね、それを違う方がその地主になって持っている。ホテルの運営はまた別の、今の持っている会社がAとすれば、Bという会社が運営する。そういった仕組みと同じなんです。幾ら一般財団から株式になったからといって、完全に村から離れて、そのほか全部で運営すると。ここを今、休止するわけにもいきませんので、なかなか指定管理者制度で、村である程度その運営費を出さないと、やってくれるところはないと思いますので、そこは、村との契約は前と同じく発生するというようなことで、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、株式になっても村からまた管理委託料を払うということですか、株式にしても。何か私、ちょっと納得できないんですけれども。

そうすると、株式会社にして社長ができて、新しい、例えば運営も全部任して、そして今度、スキー場もオートキャンプ場も、あと道の駅季の里天栄ですか、あの場合はどういうふうになるんですか。一緒なんですか。その辺、詳しく説明してください。私、結局、株式会社になっても村のほうは、今度は指定管理料を払うことになるんですか。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 株式になりましても村で指定管理料は支払うと。スキー場、キャンプ

場。道の駅季の里天栄については、今までも支払いはしていませんので、そこは其中で運営をしていただくというようなことになります。財団法人から株式に、法人に変わるというようなことなもんですから、もう本当に、村は出資はしますけれども、そこで新たな、今度は組織で運営をしていただくことにはなりますので、この指定管理者制度は変わらないというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、季の里の場合は別。オートキャンプ場、スキー場の場合は指定管理者を払うということですね。そういうふうに理解してよろしいんですね。

そうすると、オートキャンプ場とスキー場は、ずっと天栄村が関与するということになるわけなんです、指定管理者を払うということは。そういうことでよろしいですか。そうすると、結局はオートキャンプ場、スキー場に対して、ずっとこのまま継続して行ってよろしいんですか。結局は村民の税金をつぎ込んでいくようになるんじゃないですか。そこで採算が合わなければ、結局は村から出資するということでしょう。ずっと天栄村の税金を、村民の税金を払うということになるわけでしょう。それでよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

スキー場、キャンプ場を営業していくということは、指定管理としてそこは村からお金を支払うと、指定管理者制度を結んでやるということでございます。

ただしですよ、なかなかやってくれるところはないと思うんですが、民間ですよ、例えば、うちでスキー場、無償で貸していただくんならやるというようなところがあれば、そういう話はしていますけれども、なかなかそれができない。それをやめるのであれば、スキー場はもう休止するしかないんです、キャンプ場も。それは、今後そういったところも含めて判断はしていかなくちゃならない。

そういうところでございますので、ただ単に、村でもそこに指定管理者制度を結びながら、冬期間のこれは当然誘客につながる部分、あとは地元の方々の雇用の場づくり、そして今、インバウンドで外国人を迎え入れようというようなことで、今回、県から天栄村がモデルの指定をいただいて、スキー場に東南アジアの方々を、じゃ、迎え入れましょうというようなことでやっておりますので、この基幹産業が観光、農業であり、その観光についてもこのスキー場があることによって、そういったところにも反映するというようなことでございますので、今後営業を続ける上では、そういったところの取り組みをしながら、あとは、財団から今度株式になって、民間の活力を入れて、さらにそういったところの誘客等に努めてまいればと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さんの苦しいのはわかっています。これ村長さんがやったものじゃないからね。前の村長、その前の村長の、はっきり言ってこれ、天栄村の負の遺産なんですよ。だからこの辺で、4番議員さんも一般質問で質問したとおりに、ある程度のけじめをつける時期じゃないんですかというのは、私は前々から思っていましたけどね。

それで、今度は道の駅のほうに戻ります。村長さんは道の駅に対して、結局付加価値をつけるように、結局は加工場なり何かをつくると。どのような加工場をつくる考えでいるのか、加工場を。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

加工場につきましては、今、県中農林事務所の方々と協議をしているところでございますが、これまでですと、加工場というような名目で助成金、補助金は出たんですが、今は何をつくると、そこまで決めないと補助金、助成金は使えませんよというようなことを言われてきております。この加工場につきましても、6次化に向けた取り組みで、今、村の中では酒かすをパウダーにしたかりんとうをつくったり、その酒かすをどうパウダーにしていくのかと。あとはヤーコンうどんをつくったり、ヤーコン茶をつくった中で葉っぱを粉にしていく。そういう施設もないので委託をしているものですから、そういったものができるのであれば、そういう加工施設、または、今、新たに商工会の皆さんが6次化に向けた取り組みをしておりますので、これだったらばというような、今、日本全国どこでも6次化に向けた取り組みをしていて、同じものがあつたり、二番煎じ、三番煎じでは、もう次に経営的には成り立ちませんので、そういったものを見極めながら、加工施設は設置して参りたいと考えておりますので、今の時点ではまだ白紙の状態でございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、店舗ね。店舗なんか、もしその中に店舗が入りたいような、そういう希望者があつた場合、そういうことも考えていると言いましたよね、村長さん。

そうすると例えば、今の天栄村の場合は、生鮮食というのは、前は、前の村長にも言ったことがあるんですよ。長沼のアスクに行つてご覧なさいと。半分は天栄村の人ですよ。買いに行つているのね。今はイオンができたから、飯豊地区とこちらの方は、広戸地区の方は鏡石のイオンに行つていますが、長沼のアスクに行くと半分ぐらいは天栄村の人ですよ、買い物に行つているのは。

だから天栄村にも、結局今の道の駅のところ、周りにね、結局あのようなものを、例えば今言ったように、例えば米1俵幾らで売つているんですかと前の村長さんに言ったことがあ

るんですよ。1万2,000円から1万1,000円でしょう。あれをおにぎりにすると幾らになるんですかと。1個100円で皆さん買って食べているでしょう。そうすると加工している人が、結局は加工している人が一番もうかるんですよ、生産じゃなくて。だから、天栄村にも加工場、今言ったようにヤーコンうどんなり、ヤーコン茶を葉っぱで売って、ヤーコンで売って、そして今度はそれを加工してもらって、お茶で買うと1本1,000円とかで戻ってくるわけでしょう。誰が一番儲かっているんですか。儲かっているのは加工場でしょう。だから、そういう加工場をつくってくださいと、前の村長さんに何回も何回も言ったんですよ。

例えば、天栄村でもリンゴ、桃をやっていますよね。そうすると、ジャム工場をつくるなり、今、イチジクをやっている人もいるみたいなんですよ。そうすると、持っていくと、売れないと持って帰ってくれと言われるんですってね。私もスーパーやっていたけれども、売れないからって市場に返せないですよ。何とかして自分で考えるんですよ。半額にするとか、悪くなったらば。スーパーなんかに行くと、8時過ぎると、1,500円の刺身が500円とか300円で売っているでしょう。そうすると今度は、あれを狙いに行って、買いに行く人もいますよ。値切りというんですけれども。8時過ぎちゃうと、売れ残ると、次の日になると刺身で売れないから。そうすると結局は、もう原価を割っちゃうんですよ。だから、その日のうちにもう3分の1か、4分の1ぐらいで、スーパーあたりに行くと、村長さんあたりは、余り買い物に行かないかわからないけれども、8時半頃イオンに行ってお覧なさい。刺身なんか3分の1ですから。やっぱり、そういうふうな方法を考える人がいなくちゃだめなんですよ、今の店の中に。

例えば白菜なら、白菜が悪くなったからといって、持って帰ってください、ネギが悪くなったから持って帰ってくださいでは、これは持っていく人は、例えば1万円の品物を持って行って、5,000円は売れましたけれども5,000円は持ち帰りでは、幾らもうからないでしょう。それが今の季の里のやり方でしょう。株式になった場合には、そういうことはできないでしょう、今度は。その辺はどのように対応するんですか、今度は。売れなかったら持ち帰りとかってまたやるんですか。そういう場合はどうなるんですか、今度は、株式になった場合には。それは村のほうと、今までどおりにそうやってくださいとやるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員がご指摘のようなことがないように、そのために株式にしながらい民間の活力を得るというようなことなものですから。新しい会社ができただ中で、そういった話は、当然裏側からも、これから株主になるわけですから、お話をさせていただくというようなことで、今ここでどうするというようなことはできませんので、本当に民間なりのそういう直売施設に

するように指導をするつもりでおりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、言った私の、村長さんはある程度の答弁してくれましたけれども、結局は先ほど言ったように、1万円の品物を持っていっても5,000円分引き取ったのでは、幾らもうけにならないんですよと。一皮むいて安く売ってくれるとかそういうことはやってくれないとかね。いろいろそういう話が来ますよ。でも振興公社の場合だから、今まで私らは口出すべきじゃないからと私は黙っていました。そういう話は何回も来ていました、私のほうに。恐らく村長さんのほうにも行っているでしょう、そういう話は。

あと、その中には、肉屋さんとか魚屋さんとかというのは、中に入れる考えはあるんですか、その中に魚屋さんとか肉屋さんとかは。そうすると今度は、アスクとかイオンに行かなくても、アスクに行くと夕食の材料とかそういうのをそろえられるような、そういうふうな道の駅ははっきり言って、あそこの売店だわね。売店の中に、どこか今度、拡張するところにはそういうことも考えはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

利便性をやっぱりよくするための施設、直売施設というようなことでございますので、そういった生鮮食なんかも、地元の方に利用しやすいようなものは、私、個人的には必要かと思うんですが、今後その運営委員会なり、今後そういったものを立ち上げて進めていくものですから、今ここであれとこれをやりますということは、私の口から今はっきり言うことはできませんので、議員の今のご指摘は承っておきますので、そういったところを次に反映できるような形で進めていければと思いますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく村民の方々が喜ぶような、そして、そこに来たときには、村外の人が来たときには、天栄村にこういうものがあるんだと。そして先ほど言ったように、肉屋さんとか饅頭屋さんもいるわけですから、その人らに店舗に入ってもらうようにして。

そして、結局が一番の問題は、夏とか秋はいいけれども、冬が問題なんでしょう。冬というのは、地元の人しか行かないということでしょう。あんまり夏とかそういう場合には、移動人口というんですか、そういう人は通りますけれども、冬の場合は来ないから、結局冬が大切なんです。冬が大切ということは、村民の方々がそこに行って、食料の材料を買って、そこで賄えるような材料をそろえると、アスクとかイオンに行かなくてもある程度のものができるように、村民が喜ぶような施設につくってもらうように、私のほうからも強くお願いして、私の質問をこれで終わります。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 28ページ、仮称湯本デイサービスセンター改造工事請負費について伺います。

先日、全員協議会でお話を受けましたが、この湯本のデイサービス、18名入居可能と聞きました。湯本地区でそのサービスを受けられるその対象人数をお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

デイサービスセンターにつきましては、介護認定を受けている方というのが条件になります。今現在、村内で介護認定を受けている方が307名ございます。うち湯本地区で限らせていただきますと、33名の方が認定を受けていらっしゃいます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今まで、本庁管内でデイサービス、湯本地区のほうで利用されている方が9名いらっしゃるということだったんですが、今度、近場にできる予定であります、人数がもしかすると増える可能性もあるかとは思われますが、意向調査みたいなのはしましたでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

昨日全員協議会で説明させていただきまして、今現在、湯本地区からこちらのデイサービスに通われている方が8名ということで申し上げたんですけれども、その後、ちょっと全部調べ上げて、そのほかに、みんなの家に通所している方が2名いらっしゃいます。もう一人、芦ノ牧のデイサービスに行っている方が1名いらっしゃいまして、全部で今、湯本地区でデイサービスを利用している方が11名いらっしゃいます。

あと、議員おっしゃった事前調査をしたのかという部分なんです、それにつきましては、正直まだ、仮称のデイサービスセンターの改造工事ということなんで、公にまだ調査も何もできないんですが、ちょっと昨日申し上げましたように、介護の、一応対象になります65歳以上の人口が、湯本地区につきましては40%を超えております。村全体では30%なんです、そういう意味からしましても、また2025年問題を見据えても、今後、認定者は増えていくであろうというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） わかりました。このサービス自体は1人1週間何回とか、月何回程

度という数は決まっているとは思いますが、ちょっとお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

要支援1、2、要介護1から5までの7段階あるものですから、それぞれの介護の認定度によりまして、使える単位というのが違っております。それで、一概にこれだけ使えるというのは、正直、デイ以外にヘルパーさんを使ったり等があるものですから、一概にちょっと1人は何回までというのがここではちょっと出せないのです、ご了承ください。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 他にございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと私、聞き漏らしたみたいなんです、35ページの農林水産業の総務費の最後、年度別計画作成業務委託料6,199万6,000円とありますが、これは何の計画なんでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この委託料につきましては、ふくしま森林再生事業という事業の委託料でございます。事業の内容としましては、森林の整備、それから放射性物質の山から平地へ流れてくることを防止するというようなことを目的にしておる事業でございます。今年度、この計画策定を2地区進めております。今回の委託料につきましては、昨年度の計画が終わりまして、今度現場に入るわけなんです、その実施設計の委託料と、それから実際現場に入った際に、今度現場の管理をやっていく必要がありますので、その現場管理の委託料、この2つで合計で6,200万円ほどの委託料というような内容になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、山林の除染費用ということよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○6番（揚妻一男君） わかりました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 22ページの4項の1節のリサイクルハウス損害賠償金って、これ何の

賠償金なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

上松本地区なんですが、上松本地区のリサイクルハウスにバックしたトラックがぶつかりまして、それでドアを破損してしまいました。そのドアの弁償というか、お願いしたんですが、古いリサイクルハウスなもんですから今生産されているのがないということで、そのドアの修繕ができないということで、新しいのに新設をしてほしいということでお願いしたんですが、要はそのトラックが入っている保険屋さんのほうで、結局減価償却があるだろうということで、その分を差し引いた現状での保険料の賠償金というふうになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

もう一点、37ページの1項の商工費の1節地域おこし協力隊報酬128万円の減額になっているんですけども、2人いたような気がするんですけども、それの方が帰ったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1名新規募集するというので、当初予算で3名分を計上しておりました。今の時点で現在お二方はご活動いただいているんですが、新規の1名の申し込みがないということで、11月分までの経費について、今回減額をしているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

以上で質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 21ページ、寄附金のところでがんばれ天栄応援寄附金2,812万円というようになっておりますが、これを具体的に説明願います。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えいたします。

今のご質問についてでございますが、本年に入りまして補正をさせていただいております。6月と9月にもさせていただいておりますが、今回補正をつくるに当たりまして、9月、10月までの推計、11月までぎりぎりを入れて計算をした上で計上はしておりましたが、9月

からふるさと納税のサイトを正式にリニューアルしたところ、急激に件数が伸びておりまして、現在12月に入りましても、さらに申告の関係もございまして、急激に伸びている状態がございまして。

11月末にこの補正をさせていただいたところではあるんですが、現在までで既に、ご報告申し上げますと、本年度分につきましてですが、1,400件、3,000万円を今のところ確認しているところでございます。ですので、現在この金額で計上はさせていただいておりますが、この後、3月補正までに入ってくる分はいいんですが、さとふるさんというところに経費を払ったり、納品している季の里さんのほうにも支払いもありまして、その分が今後また足りなくなるということもちょっと想定されてございまして、3月までちょっとまだ、12月が急激にまだ増えているものですから、今のところこの額で計上させていただいているという状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 前々から、このふるさと納税に対しては、何かいい方法でもっと伸びるようにというようなことをいろいろな形で話していたんですけども、こういうふうリニューアルして、伸びているということは大変いいことだなと思います。昨日も季の里天栄に行きましたら、発泡スチロールが山ほど、山とその荷づくり作業やっていたんで、これ何と聞いたら、これ全部返礼品なんだということで、随分増えたねなんて話したところなんです。これから年度末までまだまだふえるということでもありますので、大変結構なことだというふうに思っております。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 33ページの6款農林水産業費、1項農業費、5目の農業施設費の中で委託費、工事請負費、これ具体的にはどこの地区をやるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

[参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇]

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

地区でございますが、湯本の糯田地区でございます。当初、全体的には5工区によります排水路の整備でございます。当初で1工区から3工区まで予定をしておりましたが、国の補正によりまして交付金が増えたというようなことで、5工区までをやる予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） わかりました。では次に、35ページの放射能対策費なんですが、13の委託料、ため池底質除去処理事業委託料ですが、これはいっぱい地区数があるんでしょうか。何地区あるのか、その分だけお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

対象となるため池は、12のため池がございまして、今年度は3つのため池について実施をすることとしております。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 37ページをお願いします。

先ほども4番議員から質問があったんですが、4目の地域開発費の中で、1番報酬で地域おこし協力隊、減額補正で1名の方が予定であったけれども採用にならなかったというような話でございまして、次年度も3名という人数でいくのか、その点をお聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

来年度につきましては、ただいま予算の編成作業中でございますので、何名ということは、確定した数字は申し上げられませんが、同様の人数でいきたいというふうな考えを持っております。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 現在採用しております2名の方、あの方は何年度までの契約なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

お一方は平成30年5月まで、もうお一方は平成30年8月までの活動の予定となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 以前はこの協力隊の名称、一番最初は、緑の協力隊という方でたしか呼んだと思いますが、それが今度、地域おこし協力隊というような名前が変わったわけですが、そもそも一番最初は1名を採用いたしまして、そのうち2名になりました。今度、3名がほしいというようなことで、今年度は来る方がなかったということなんです。そもそも村として、方針として1名のほうがいいのか、大量採用したほうが村のためになるのか、メリットがあるのか、その辺はどのように方針として考えているのか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

地域おこし協力隊という名のもとに、これは総務省で支援して、この費用は総務省のほうから出ているものですから、なるべく多く私は設置したいというような中で、3名というようなことでありましたが、当然、これまでも緑の協力隊の方々が農家に行って、農家の支援に大いに役立った部分、そして、あとは地元に残ってお嫁になった方、そのほかいろいろ活躍してくれている方もいるものですから、最低でも3人は私は必要であると思っております。

湯本に1名行っている方は、農業以外にも民芸で、湯本でやっているヒロロという草を使った小さなみをつくったり、鍋敷きをつくったり、大変地域の方々と、高齢者の方々とコミュニケーションを結びながらやっていたているものですから、大いに地域の活力にもつながるなという思いでございますので、今後も人数はなるべく多目に、男性でも女性でもなるべくなら若い方、天栄村に定着していただけるような取り組みに持っていけたらと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、村としては来てくれる方がいれば、3名ならず5名でも6名でも、受け入れるというような考えがおありなんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

人数は多ければいいという話もしましたが、ただ、住むところも確保しなくちゃならないというようなところもありますので、あとは、まるきり誰でもいいというわけではありません。面接したり選考しますので、そういう中で選任して、この方だったら天栄村に合うなと、そういう方々を迎え入れたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

[「わかりました」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時41分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第5号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 43ページをお願いいたします。

議案第5号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,420万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億873万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額5,025万円のうちで歳出を補正する。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

47ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、事業勘定、歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額396万2,000円の減。ヘルスアップ事業費の減額に伴う特別調整交付金の減でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、前期高齢者交付

金の確定に伴う増でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、財政安定化事業費の減に伴う一般会計からの繰り入れの減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額2,300万円。一般被保険者療養給付費見込み額の増によるものでございます。

4目退職被保険者等療養費、補正額20万円の増、退職被保険者等療養費見込み額の増によるものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額526万7,000円の増。一般被保険者高額療養費見込み額の増のためでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金等、補正額30万4,000円の減。後期高齢者支援金の確定に伴う減でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、補正額1,000円の増。前期高齢者納付金確定による増額でございます。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額396万2,000円の減。国保ヘルスアップ事業費委託分の確定による減でございます。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額3万9,000円の増。条例改正に伴う人件費の増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、1款の人件費の増に伴う予備費の減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第6号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

- 参事兼総務課長（清浄精司君） 51ページをお願いいたします。

議案第6号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額358万9,000円のうちで、歳出を補正する。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

53ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額17万8,000円の減。2目財産管理費、補正額17万8,000円。支障木除去の必要が出たため予算の組み替えを行うものでございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第7号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

- 参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第7号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額2億1,146万7,000円のうち、歳出を補正する。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

56ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5万4,000円。これにつきましては、3節、4節でございますが、これは職員手当の改正によるものの増でございます。

11節、15節でございますが、11節の需用費、施設修繕費の不足によりまして、15節工事請負費を組み替えるものでございます。施設修繕費でございますが、これにつきましては、大里第2地区の水位計の修繕費でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、5万4,000円の減。一般管理費のほうに充当するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第8号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第8号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1億5,060万3,000円のうち、歳出を補正する。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

59ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額7万1,000円。11節需用費でございます。印刷製本費の中で検針用のロール紙を新たに印刷するものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額7万1,000円の減でございます。一般管理費に充当するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第9号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第9号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予それぞれ4,629万円とする。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

62ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款諸収入、3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額19万1,000円。2目還付加算金、補正額6万9,000円。両方とも被保険者の所得修正に伴い、県の広域連合会より保険料の還付金が入金になるためでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額19万2,000円。2目還付加算金7万円。先ほどの歳入、県の広域連合から入ります歳入をそのまま歳出するものでございます。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、歳入歳出の端数処理等に伴います2,000円の減で
ございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第10号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算につ
いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第10号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算（第
2号）についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成28年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによ
る。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額
を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額11万1,000円。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額11万1,000円。

平成28年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

66ページをお願いいたします。

平成28年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書でご説明を申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正額11万1,000円。これにつきましては、一般会計からの補助金でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、4目総係費、補正額11万1,000円。これにつきましては、2節手当等の増額によるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、閉会中継続審査申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの申し出を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成28年12月9日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長からの申し出を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成28年12月9日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 総務常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの申し出を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成28年12月9日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件 （1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申し出を求めます。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成28年12月9日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

- 1、事 件 （1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。
- 2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成28年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 2月20日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 服 部 晃

署 名 議 員 小 山 克 彦

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
諮問1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	12月8日	
議案1号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
2号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月8日	原案可決
4号	平成28年度天栄村一般会計補正予算について	12月9日	原案可決
5号	平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月9日	原案可決
6号	平成28年度牧本財産区特別会計補正予算について	12月9日	原案可決
7号	平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	12月9日	原案可決
8号	平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	12月9日	原案可決
9号	平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	12月9日	原案可決
10号	平成28年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月9日	原案可決